

平成 18 年度

三重県公益法人等年次報告

平成 18 年 9 月

三 重 県

「三重県公益法人等年次報告」について

平成 18 年度三重県公益法人等年次報告は、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成 14 年三重県条例第 42 号。以下「条例」といいます。）第 51 条、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則（平成 14 年三重県規則第 57 号。以下「規則」といいます。）第 36 条並びに教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則（平成 14 年三重県教育委員会規則第 21 号。以下「教育委員会規則」といいます。）第 36 条に基づき取りまとめ、三重県公益法人等審議会の意見を聴いたうえで公表するものです。

条例第 51 条 知事等は、公益法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年 1 回、年次報告として取りまとめ、審議会の意見を聴いたうえで、これを公表しなければならない。

規則第 36 条 条例第 51 条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 知事が所管する公益法人及び公益信託の現況
- 3 知事が所管する公益法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他知事が必要と認める事項

教育委員会規則第 36 条 条例第 51 条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 教育委員会が所管する公益法人及び公益信託の現況
- 3 教育委員会が所管する公益法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他教育委員会が必要と認める事項

平成 18 年 9 月 28 日
三重県知事 野呂 昭彦

目 次

第1章 公益法人制度の概要	1
第1節 公益法人の定義	1
第2節 公益法人に関する法制度	1
第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組	2
第2章 公益法人に関する最近の施策	4
第1節 公益法人改革	4
第2節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理	9
第3節 新たな公益法人会計基準の導入について	10
第4節 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等	12
第3章 三重県における公益法人の現況	13
第1節 基礎的事項	13
1 公益法人数	13
2 所管部局等別法人数	14
3 性格別法人数	15
4 設立年代別法人数	16
5 設立目的別法人数	17
6 事業種類別法人数	18
7 社員規模別法人数	19
8 基本財産規模別法人数	20
9 賛助会員規模別法人数	21
第2節 個別的事項	22
1 職員規模別法人数	22
2 役員規模別法人数	23
3 役員の年間報酬額	26
4 国、県からの補助金等交付法人数	26
第4章 三重県における公益法人の指導状況	28
第1節 総括的事項	28
1 設立指導及び解散指導	28
2 立入検査実施状況	29
第2節 個別的事項	31
1 事業の実施状況	31
2 所管不明法人の状況	31
3 書類の備付状況	32

4 ホームページの開設状況	32
5 会議の運営状況	33
第3節 改善指示の状況	33
第5章 三重県における公益信託の現況	35
第1節 公益信託制度の概要	35
第2節 公益信託の現況	36

付属資料

(第2章第1節公益法人改革関連)

「行政改革大綱」(H12.12.1)	37
「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(H14.3.29)	40
「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(H14.3.29)	45
「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(H15.6.27)	46
「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書(概要)」(H16.11.19)	49
「今後の行政改革の方針(抄)」(H16.12.24)	53
「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要」	58
「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要」	63
「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に關す法律の概要」	67

(第2章第3節公益法人会計基準の見直し関連)

「公益法人会計基準の改正等について」(H16.10.14)	71
「公益法人会計基準の運用指針について」(H17.3.23)	101
「公益法人会計における内部管理事項について」(H17.3.23)	107

(第3章三重県における公益法人の現況関連)

「公益法人・公益信託一覧表」(H18.7.31)	120
--------------------------------	-----

第1章 公益法人制度の概要

第1節 公益法人の定義

1 公益法人の定義

公益法人とは、民法（明治29年法律第89号）第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人のことであり、その設立には、公益に関する事業を行うこと、営利を目的としないこと、主務官庁の許可を得ることが必要です。

2 社団法人と財団法人

社団法人は、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動する団体です。

財団法人は、一定の目的の下に拠出され、結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営される団体です。

3 広義の公益法人等

社団法人及び財団法人に加え、民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人を含めて、広義の公益法人ということがあります。その例としては、学校法人（私立学校法）、社会福祉法人（社会福祉法）、宗教法人（宗教法人法）、医療法人（医療法）、更生保護法人（更生保護事業法）、NPO法人（特定非営利活動促進法）等があります。これらの法人の設立に当たっては認可主義あるいは認証主義が採られており、民法に基づく公益法人の設立は許可主義が採られていることに比べて、主務官庁の裁量の幅が狭まっています。

公益も営利も目的としない中間的な団体については、法人格の取得を可能とするための一般的な法制度として中間法人法が平成14年4月に施行されました。また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合（労働組合法）、信用金庫（信用金庫法）、協同組合（各種の協同組合法）、共済組合（各種の共済組合法）等があります。

第2節 公益法人に関する法制度

1 公益法人制度の法的根拠

公益法人は、民法第 34 条に基づき設立されるものであり、民法第 1 編第 2 章〔法人〕においては、公益法人の設立、公益法人の組織、定款の変更、公益法人の登記、公益法人の能力、公益法人の解散等の事項に関する規定が置かれています。

2 三重県における条例等の整備

三重県においては、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属する公益法人及び公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現するために、「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例(平成 14 年三重県条例第 42 号)」(以下「条例」といいます。)が制定されています。

また、三重県公安委員会の所管に属する公益法人については、民法や条例の他に、「三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則(平成 14 年三重県公安委員会規則第 8 号)」が制定されています。

第 3 節 公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組

1 主務官庁制

民法の規定により、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられています。主務官庁とは、公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している内閣府及び 10 省の中央官庁を指し、その目的・事業が複数の中央官庁の所掌に関連する場合には、それらの中央官庁が共管として主務官庁になります。

2 都道府県知事等による事務の処理等

主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することができる旨民法に規定されています。この規定に基づき制定された「公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成 4 年政令第 161 号)」により、都道府県知事等による事務処理及び地方支分部局の長への委任が定められています。

3 公益法人の所管官庁

公益法人の設立許可、指導監督等に係る事務を実際に担当している行政庁を、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(以下「指導監督基準」といいます。)等において、「所

管官庁」と称しています。

統一的な指導監督等の基準としては、「指導監督基準」、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(以下「運用指針」といいます。)等があり、これらの基準等に沿った指導監督等が行われています。

4 三重県における指導監督等を行うための仕組み

三重県においては、知事が所管官庁の場合は公益法人の目的とする事業を所管する知事部局各室が所管室となり、教育委員会が所管官庁の場合は教育委員会事務局予算経理室が所管室となります。また、公安委員会が所管官庁の場合は警察本部各課が所管課となります。

三重県における公益法人の指導監督体制は、知事部局においては公益法人を所管する各室が直接、指導監督を行っています。また、各部局に当該部局内の公益法人業務の総括及び検査を担当する室が置かれています(検査については、各担当室が実施している部局もあります。)。総務部法務・文書室は、各部局に対して総合調整を行っています。

教育委員会においては、教育委員会事務局予算経理室が教育委員会関係の公益法人を直接、指導監督を行うとともに、検査を実施しています。

なお、出資法人等、県と密接に関連する公益法人については、当該事業に関連する室と合同で検査を実施しています。

公安委員会においては、公益法人を所管する各課が直接、指導監督及び検査を行い、警務部警務課が総合調整を行っています。

今後は、平成 18 年 6 月 2 日に公益法人制度改革関連 3 法が公布されたことにより、新規の公益社団(財団)法人の認定や現行の公益法人の公益社団(財団)法人等への移行等にかかる指導監督体制を整備していく必要があります。

第2章 公益法人に関する最近の施策

第1節 公益法人改革

1 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

公益法人に対する行政の関与の在り方については、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」(資料)において、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業、国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等について厳しい見直しを行うこととされました。これを受け、政府部内で必要な検討・調整がされた結果、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(資料 。以下「実施計画」といいます。)が閣議決定されました。同実施計画は、集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までの間に取り組むべき内容が示されたものであり、各府省においては、同実施計画に基づく改革が実行されました。

2 公益法人制度の抜本的改革

(1) 公益法人制度の抜本的改革について

民間非営利部門の活動の促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要です。この民間非営利部門の活動を担う代表的主体として、公益法人は、歴史的に一定の大きな役割を果たしてきていますが、一方で、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しが行われておらず、様々な批判及び指摘を受けるに至っています。

このため、政府においては、平成14年3月29日に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(資料)を閣議決定し、公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うこととされました。

上記閣議決定を受けて、内閣官房は、関係府省及び民間有識者の協力の下、改革の基本的枠組み等についての検討に着手しました。そして、平成14年8月2日に「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」を公表し、さらに、同年11月から、有識者からなる「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を行政改革担当大臣の下に開催し、意見の聴取が行われました。また、与党においても、公益法人制度の抜本的改革に向けた意見集約が図られ、平成15年5月30日、政府に対する申入れが行われました。

このような検討過程を経て、政府は、平成15年6月27日に、公益法人制度の抜

本的改革の基本的枠組みやスケジュール等を明らかにした「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(資料)。以下「基本方針」といいます。)が閣議決定されました。

(2) 改革の具体化に向けた検討

基本方針においては、公益性の有無にかかわらず準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること、公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら、公益性の客観的で明確な判断基準の法定化や独立した判断主体の在り方等を含め検討すること等の改革の基本的な方針が示されるとともに、「有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す」こととされていました。

これを受け、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、平成15年8月1日、内閣官房、総務省、法務省及び財務省の局長クラスを構成メンバーとする「公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会」が設置されました。

また、政府における検討の参考に資するため、平成15年11月から、行政改革担当大臣の下に、有識者からなる「公益法人制度改革に関する有識者会議」(以下「有識者会議」といいます。)が開催されました。有識者会議の下には「非営利法人ワーキンググループ」が設けられ、公益性の有無にかかわらない新たな非営利法人制度についての専門的検討が進められました。

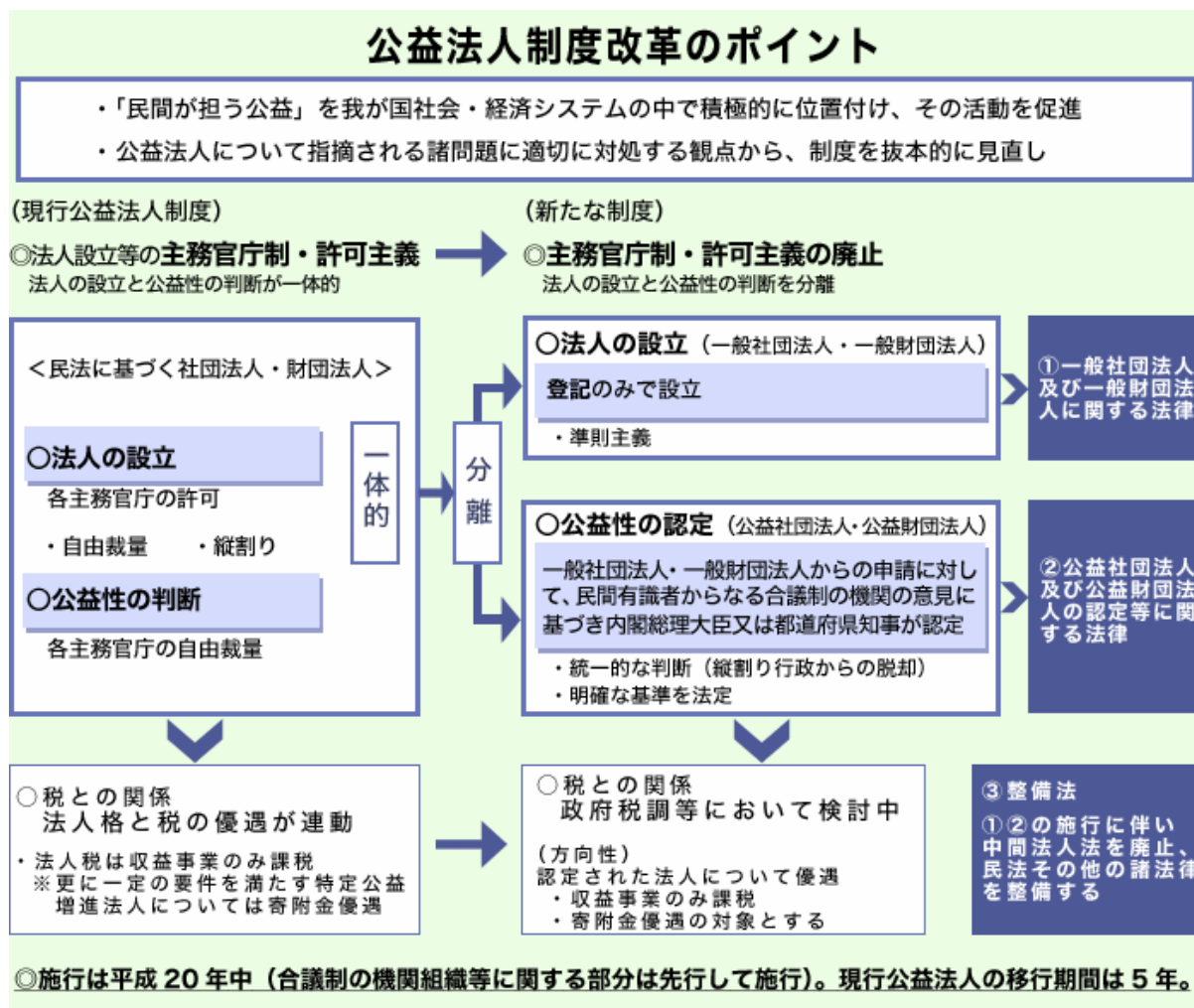
有識者会議では、改革の意義、新たな非営利法人制度、公益性を取り扱う仕組みのあり方等について幅広い議論が行われ、平成16年3月31日に「議論の中間整理」が公表されました。その後、一般から寄せられた意見や法人関係者からのヒアリングも参考にしつつ、新制度への移行のあり方等の課題について具体的な検討が進められ、同年11月19日に「報告書」(資料)が取りまとめられ、公表されました。

このような検討過程を経て、政府において、平成16年12月24日に「今後の行政改革の方針」(資料)が閣議決定され、その中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化されました。

平成17年には、この「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき制度上の枠組みの設計が行われ、「公益法人制度改革関連3法案」が平成18年3月10日に国会に提出され、同年5月26日に可決・成立し、同年6月2日に公布されました。

(3) 新たな公益法人制度改革の内容

「官から民へ」の流れの中で民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、公益法人の設立許可を主務官庁が自由裁量により行う制度を改め、登記のみで法人を認定する制度及び公益性を認定する制度を創設しました。



公益法人制度改革 3 法の概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (資料)

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義 (登記) により法人格を簡便に取得することができる制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について決めました。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (資料)

公益性法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法で定める制度を改め、一般社団法人又は一般財団法人の申請に対して、内閣総理

大臣又は都道府県知事が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設しました。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
及び の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規程を整備しました。(資料)

(4) これまでの経緯

平成 12 (2000) 年

12 月 「行政改革大綱」閣議決定

公益法人に対する行政の関与の在り方について改革を行う閣議決定がされました。

平成 13 (2001) 年

4 月 「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」公表

この中で公益法人制度の抜本的改革の必要性が言及されました。

7 月 「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」、「公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて～」公表

公益法人制度についての問題点が整理されました。

平成 14 (2002) 年

3 月 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」閣議決定

本計画を各府省は責任をもって実施し、内閣官房は実施につき検討を要する事項を調整し、総務省は実施状況を調査して白書で公表することが決定されました。

「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定

政府として公益法人制度について関連制度(NPO、中間法人、公益信託、税制等)を含め、抜本的かつ体系的な見直しを行うことが決定されました。

8 月 「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」公表

有識者からのヒアリング等を踏まえて改革の論点が整理され、これを叩き台に広く意見が求められました。

11 月 公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会開催

改革の内容につきさらに検討がされました。

平成 15 (2003) 年

- 6月 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定
 一般的な非営利法人制度として、今の財団・社団の公益法人制度に代えて、登記だけで設立できる新しい非営利法人の制度を創設し、公益性がある法人は税制上の優遇措置が受けられる方向が出されました。
- 11月 公益法人制度改革に関する有識者会議、非営利法人WG開催
 当面の論点について幅広い議論がなされました。

平成 16 (2004) 年

- 3月 公益法人制度改革に関する有識者会議による「議論の中間整理」公表
- 11月 公益法人制度改革に関する有識者会議による「報告書」公表
 改革の意義、一般的な非営利法人制度、公益性を取り扱う仕組みのあり方、現行公益法人の新制度への移行のあり方について報告されました。
- 12月 「今後の行政改革の方針」閣議決定
 「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化され、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度の創設、自律的な運営を確保するための所要の機関の設置、法人の財政状況の一般的な開示制度の創設、民間有識者からなる委員会の意見に基づき事業等の公益性を判断すること等が示されました。

平成 17 (2005) 年

- 12月 「行政改革の重要方針」閣議決定
 「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき制度上の枠組みを設計し、法案を 18 年度通常国会に提出するとともに、その具体的内容を踏まえ、新制度の施行までに、対応する税制上の措置を講ずることとされました。

平成 18 (2006) 年

3月 **公益法人制度改革関連 3 法案の国会提出**

* 公益法人制度改革関連 3 法案とは、次の 3 法案をいいます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

5月 26日 **公益法人制度改革関連 3 法案可決・成立**（6月 2日 公布）

新制度は、公布の日から 2 年 6 か月以内の政令で定める日（公益認定等委員会の設置については、公布の日から 1 年 6 か月以内の政令で定める日）から施行することとされています。また、施行日から 5 年間は「移行

期間」とされ、現行の公益法人は、この期間内に必要な手続を行い、新たな制度に移行することとなります。

3 三重県の取組

(1) 「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」の制定

県出資法人その他の外郭団体の多くが民法に基づく公益法人であり、これらの公益法人に対しては、毎年多額の補助金等が県から交付されています。また、公益法人一般の問題としては、この数年来、休眠法人などが大きな問題となっています。さらには、公益法人等の監督等の事務は地方分権一括法により、平成12年4月からは自治事務となり、条例制定の可能性が拡大されました。このことから、公益法人の設立に係る許可手続等、さらに近時、公益事業の実施方法として注目されている公益信託についての手続を定め、これらの制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的として、条例が制定されました。

今後は、平成18年6月2日に公布された公益法人制度改革関連3法を踏まえた条例改正を行っていく必要があります。

(2) 外郭団体改革

外郭団体（県出資率25%以上の公益法人、株式会社などの団体及び県が筆頭出資者である公益法人など）の改革は、県議会行政改革調査特別委員会の審議を経ながら、外郭団体改革2001基本方針（平成13年3月）、三重県外郭団体改革方針（平成15年1月）などを策定し、団体の統廃合をはじめ、事業の縮小、県関与の見直し、情報公開制度の導入などを進めてきました。平成18年3月に策定された「みえ経営改善プラン」においても、外郭団体について、引き続きこれまでの考え方による見直しを進めることとしています。

また、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」が平成14年10月から施行され、県出資率25%以上の公益法人等は、自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行うとともに、知事等は、評価結果について審査及び評価をし、議会への報告及び県ホームページでの公表を実施しています。

第2節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理

正当な理由なく長期間にわたって事業を行っていない休眠法人、登記はあるが所管官庁が不明である所管不明法人は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがあります。

その対策として、休眠法人については、昭和 54 年に民法の一部改正が行われたほか、昭和 60 年には「休眠法人の整理に関する統一基準」等が策定され、現在、各所管官庁では、この基準等に沿って所管の休眠法人の整理に努めています。

一方、所管不明法人については、平成 7 年度に、所管不明公益法人調査が実施された結果、全国で約 1,860 の所管不明法人が存在し、うち都道府県知事所管では約 470 法人の所管不明法人が存在することが明らかとなりました。これらについては、旧総理府から各省庁又は都道府県に割振りを実施し、割り振られた各官庁で処理が進められています。

平成 14 年 3 月、総務省から、各所管官庁に対し、原則として、平成 14 年内にすべての所管不明法人の処理を終了することを目標として、未処理法人について、処理作業を進めるための手順と目標期限を示した処理の促進についての通知が出されました。

三重県においては、22 法人が所管不明法人として存在していましたが、平成 18 年 7 月 31 日現在においては 1 法人となっており、今後も引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に積極的に取り組んでいきます。

第 3 節 新たな公益法人会計基準の導入について

1 定義

公益法人会計基準は、民法法人の会計について、そのよるべき一般的、標準的な基準を示したもので、主務官庁は、この会計基準をすべての公益法人に適用するよう指導することを要請していますが、特別な公益法人や特別な事業については部分的に適用除外を認めています。

昭和 52 年 3 月公益法人監督事務連絡協議会の申合せにより設定され、昭和 53 年 4 月から実施されましたが、昭和 60 年 9 月公益法人指導監督連絡会議によって改正が行われ、昭和 62 年 4 月から新しい基準が実施されています。

さらに、平成 16 年 10 月 14 日の「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ」(資料)により、新たな会計基準(以下「新会計基準」という。)を平成 18 年 4 月 1 日から開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされました。

2 会計基準見直しの経緯

公益法人会計基準については、前回改正から 20 年が経過し、この間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境は大きく変化しています。また、企業会計、公会計及び非営利会計の分野においても会計基準の新設・改廃等が行われてきているところです。

こうした状況にかんがみ、平成 12 年 4 月から旧総理府（平成 13 年 1 月の省庁再編後は総務省）において、有識者からなる「公益法人会計基準検討会」を開催して、現行基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討が行われました。また、平成 12 年 12 月に閣議決定された「行政改革大綱」においても、公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされました。同検討会は、平成 13 年 12 月に、それまでの検討結果について「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間報告）」として公表し、国民からの意見募集を行いました。

これらを踏まえて、平成 14 年 3 月、公益法人会計基準の理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図るため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に、有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」が開催され、平成 15 年 3 月、「公益法人会計基準（案）」を中心とする「公益法人会計基準検討会報告書」が取りまとめられ、公表されました。

この会計基準（案）については、平成 15 年 6 月から総務省において有識者で構成する「公益法人会計基準案研究委員会」が開催され、適用の在り方や適用時期等について、公益法人制度の抜本的改革の動向等を踏まえつつ検討を行い、平成 16 年 10 月 14 日には、現行の公益法人会計基準の改正等について関係省庁において「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ」が行われ、「新会計基準」の実施が定められました。

「新会計基準」のポイントは以下のとおりです。

広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人の財務情報のディスクロージャーを充実させるとともに、事業の効率性も分かりやすく表示

寄付者、会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、公益法人の受託責任を明確化

公益法人の自律的な運営を尊重するとともに、外部報告目的の財務諸表を簡素化

また、同申合せにおいて、新会計基準は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされました。

これを受け、新会計基準の円滑な適用に向けた実務的な検討を行うため、平成 16 年 11 月から総務省において「公益法人会計基準実施検討委員会」が開催され、同委員会における検討結果を踏まえ、平成 17 年 3 月 23 日には、新会計基準に対する運用方針を関係省庁において「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ」（資料 ）が行われました。同幹事会においては、あわせて、新会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項についての統一的な取扱いについて申合せが行われました（資料 ）。さらに、新会計基準の実施による会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について、総務省から各所管官庁に対して通知が行われました。

現在は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、新会計基準への円滑な移

行に向け、総務省や各所管官庁は、公益法人を対象とした研修等を通じ、周知徹底を図っているところです。

第4節 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等

一部の公益法人の不祥事により、公益法人の運営の在り方やその指導監督の在り方等が厳しく問われている現状を踏まえ、政府は、公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、各府省に公益法人指導監督官を置くなど指導監督の責任体制を確立する、立入検査について少なくとも3年に1回実施するなどの充実を図る、一定規模以上の公益法人に対する外部監査の要請等について所要の措置を講ずる等を内容とする「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せを行いました。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成13年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せを行いました。現在、各府省は、本申合せに基づき、所管公益法人の一覧表をホームページ上に公開しており、さらに総務省においては、全国の公益法人の名称、住所等の基礎的な情報が検索可能な「公益法人データベース」を同省のホームページ上に公開しています。

各都道府県に対しても、上記二つの申合せと同様の措置を講ずるよう要請されています。三重県での指導監督の責任体制は、第1章第3節「公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組」で述べたとおりです。また、立入検査については、条例第49条第4項で2年に1回以上の割合で実施するよう努めることとされ、立入検査の指導内容等については年次報告により公表しています。さらに、所管公益法人の一覧表を三重県のホームページ上に公開しています。

第3章 三重県における公益法人の現況

第3章「三重県における公益法人の現況」及び第5章「三重県における公益信託の現況」の基礎となった数値は、平成17年度公益法人等概況調査（調査時点平成17年10月1日）によっています。

公益法人等概況調査とは、公益法人等の実態を把握するために総務省（大臣官房管理室）が各省庁に対して、昭和61年から実施しているものです。

なお、公益法人等概況調査においては、共管法人は所管部局それぞれで計上することとなっているため、実数とは一致しません。

※ 第3章における（ ）内の数値は、前年値です。

第1節 基礎的事項

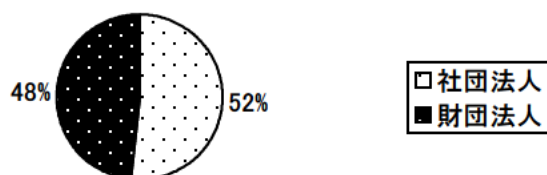
1 公益法人数

図表1は本県における公益法人の割合と過去5年間の公益法人数の推移を示したものです。

本県における公益法人数は、平成17年度には増加したものの、概ね減少傾向にあり、平成17年10月1日現在の公益法人は291（289）法人です。このうち社団法人数が150（145）法人、財団法人数が141（144）法人です。

なお、知事部局と教育委員会との共管は3（3）法人です。共管法人を除いた実数は288（286）法人で、社団法人が150（145）法人、財団法人数が138（141）法人です。

（図表1）公益法人の割合及び過去5年間の公益法人数の推移



	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
法人数	295	293	293	289	291

※ 公益法人の目的（事業）の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることとなります。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなります。

2 所管部局等別法人数

図表 2-1 は、本県における公益法人数を所管部局等別に示したものです。知事部局の所管は 203 法人、教育委員会の所管は 80 法人、公安委員会の所管は 8 法人です。

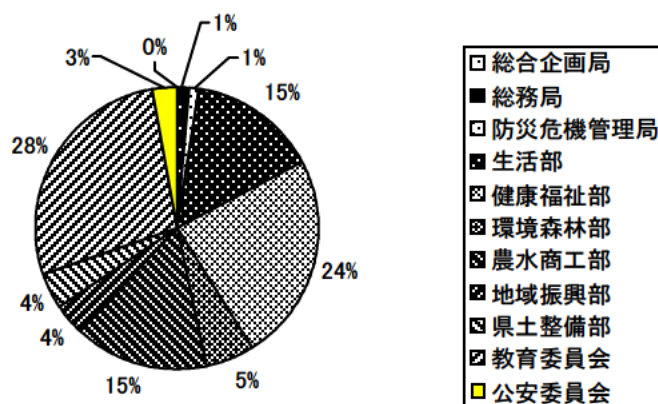
(図表 2-1) 所管部局等別法人数及び割合

[総計]

	社団法人	財団法人	計
知事部局所管	120 (118)	83 (85)	203 (203)
教育委員会所管	25 (22)	55 (56)	80 (78)
公安委員会所管	5 (5)	3 (3)	8 (8)
合計	150 (145)	141 (144)	291 (289)

[知事部局別]

	社団法人	財団法人	計
総合企画局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
総務局	1 (1)	3 (3)	4 (4)
防災危機管理局	2 (2)	1 (1)	3 (3)
生活部	25 (25)	19 (19)	44 (44)
健康福祉部	45 (44)	25 (27)	70 (71)
環境森林部	8 (8)	8 (8)	16 (16)
農水商工部	28 (27)	15 (15)	43 (42)
地域振興部	2 (2)	9 (9)	11 (11)
県土整備部	9 (9)	3 (3)	12 (12)
合計	120 (118)	83 (85)	203 (203)

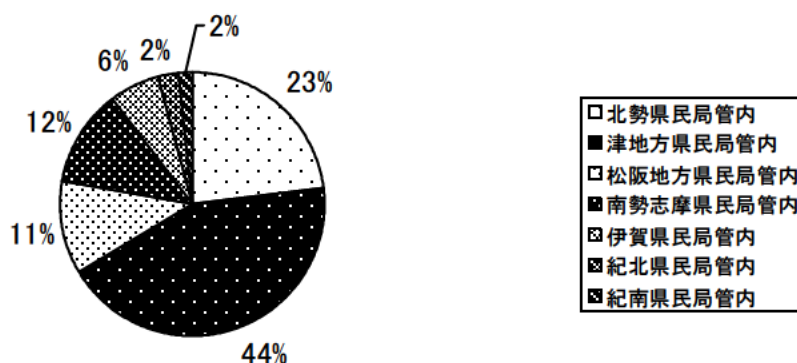


図表 2-2 は、本県における県民局管内別の公益法人数を示したものです。

公益法人が多い地域は、津地方県民局管内で 126 法人、少ない地域は紀南県民局管内で 5 法人です。

(図表 2-2) 県民局管内別法人数及び割合

	社団法人	財団法人	計
北勢県民局管内	30 (28)	37 (37)	67 (65)
津地方県民局管内	67 (65)	59 (61)	126 (126)
松阪地方県民局管内	21 (21)	12 (12)	33 (33)
南勢志摩県民局管内	18 (18)	17 (18)	35 (36)
伊賀県民局管内	10 (9)	8 (8)	18 (17)
紀北県民局管内	2 (2)	5 (5)	7 (7)
紀南県民局管内	2 (2)	3 (3)	5 (5)
合計	150 (145)	141 (144)	291 (289)



3 性格別法人数

表 3 は、現在の公益性に関する基準から、各所管部局が所管法人を①本来の公益法人（その目的（事業）に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格をもっている法人）②互助・共済団体等（その目的（事業）が、公益（不特定多数の者の利益を図る）というよりは、共益（構成員相互の利益を図っている）と考えられる法人）③営利法人等転換候補（その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている法人）④その他に分類したものです。

(表 3) 性格別法人数及び割合

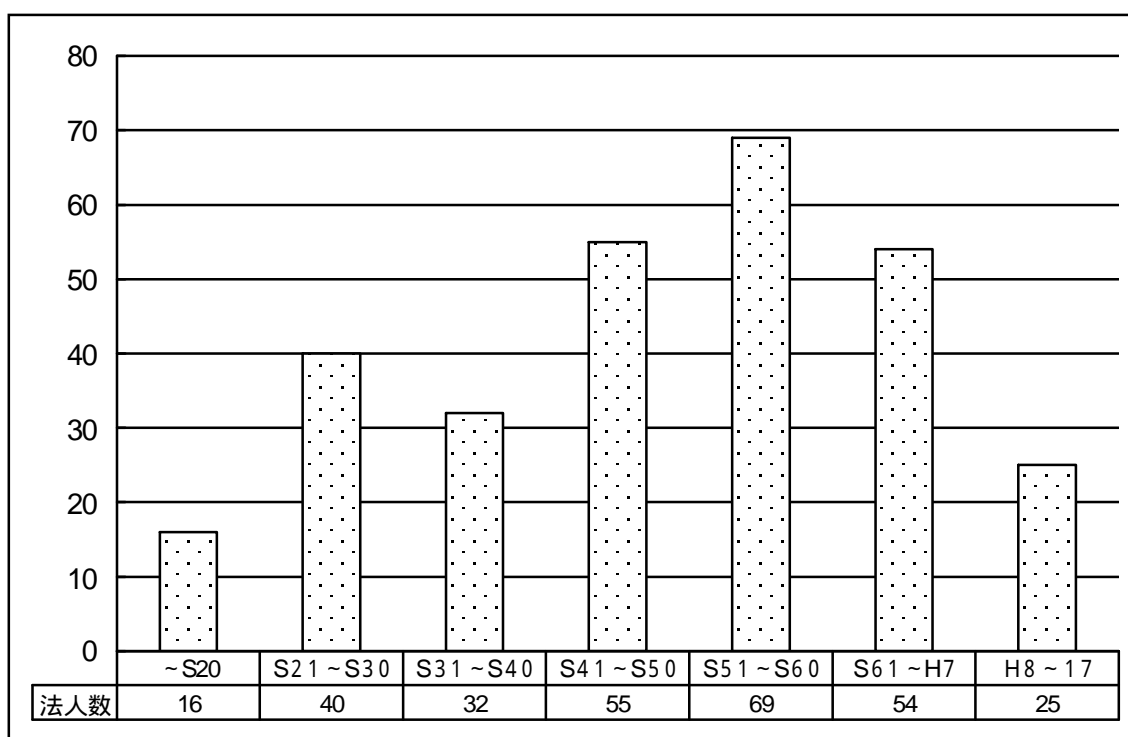
	本来の公益法人	互助・共済団体等	営利転換候補	その他	計
社団法人	123 (119)	27 (26)	0 (0)	0 (0)	150 (145)
財団法人	124 (127)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	141 (144)
合計	247 (246)	44 (43)	0 (0)	0 (0)	291 (289)

4 設立年代別法人数

図表 4 は、本県における設立年代別の法人数を示しています。現在活動している法人の約 7 割が昭和 41 年以降の設立となっています。

(図表 4) 設立年代別法人数及び割合

	~S20	S21~S30	S31~S40	S41~S50	S51~S60	S61~H7	H8~H17
法人数	16	40	32	55	69	54	25



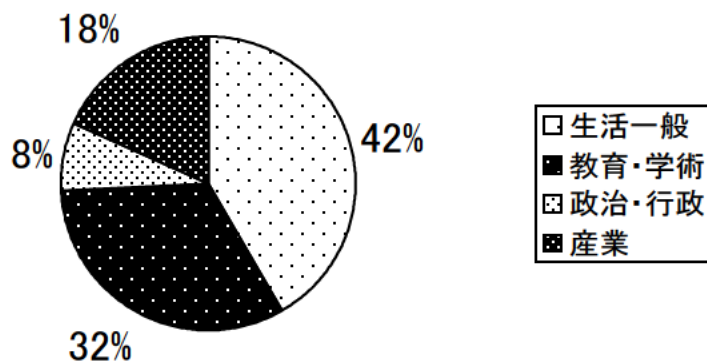
設立年ごとの法人数は、平成 17 年 10 月 1 日現在において活動中である法人を、設立を許可された年ごとに集計したもので、解散法人等は含まれないため、各年に設立を許可された法人数とは異なります。

5 設立目的別法人数

図表 5 は、本県における主たる設立目的別の公益法人数を示したものです。家庭生活、保健・衛生・医療、職業・労働等の「生活一般」が 42%を占め、教育、育英・奨学、学術・研究、文化・芸術等の「教育・学術」が 32%を占めています。

(図表 5) 設立目的別公益法人数及び割合

	生活一般	教育・学術	政治・行政	産業	延べ数
法人数	153 (177)	118 (119)	28 (28)	67 (65)	366 (389)



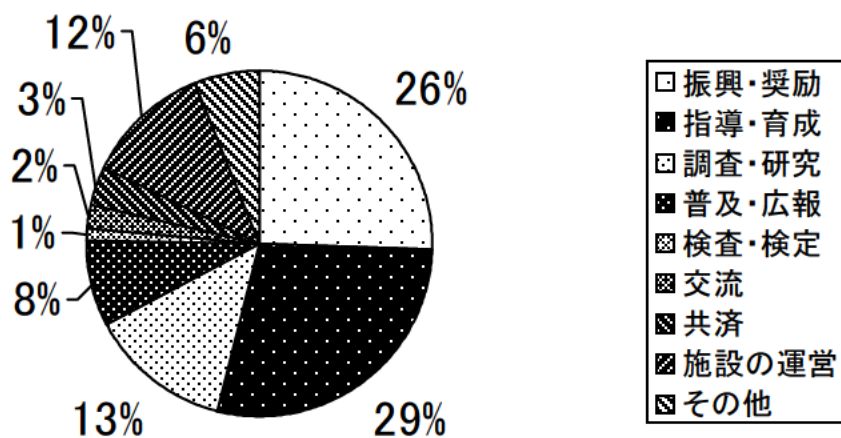
※ 公益法人概況調査では、事業内容を2種類以内で記入することとしているため、公益法人数とは合致しません。

6 事業種類別法人数

図表 6 は設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものです。振興、助成・給付、貸与、表彰等の「振興・奨励」と教育・訓練、相談、研修会・講習会等の「指導・育成」で53%を占めています。

(図表 6) 事業種類別法人数及び割合

	振興・奨励	指導・育成	調査・研究	普及・広報	検査・検定	交流	共済	施設の運営	その他	延べ数
法人数	162 (161)	179 (178)	85 (80)	51 (48)	7 (6)	15 (17)	22 (22)	74 (76)	39 (40)	634 (628)



※ 公益法人概況調査では、事業内容を4種類以内で記入することとしているため、公益法人数とは合致しません。

7 社員規模別法人数

図表 7 は、本県における社団法人の民法上の社員を、個人社員と法人社員に分けて、規模別の法人数及び割合を示したものです。

社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体を問いません。）のことで、通常、会費等を支払って総会等の法人運営に参加しています。

本県における社団法人の社員合計会員数は 92,641（92,810）人で、社員平均会員数は 617（640）人となっています。

図表 7 によると社員のうち個人社員では、1～99 会員の小規模法人が 63 法人と 4 割を占めています。一方、社員のうち団体社員では、約 6 割を占める団体社員数 0 の法人を除くと、1～99 団体の 46 法人が最も多くなっています。

（図表 7）社員のうち個人社員及び団体社員の規模別法人数及び割合

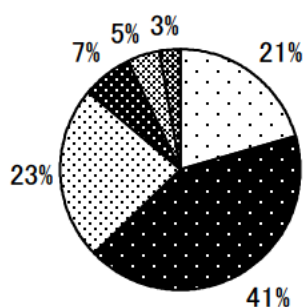
（社員のうち個人社員数）総数 86,052 人

	0 人	1～99 人	100～499 人	500～999 人	1000～4999 人	5000 人以上	計
社団法人数	31 (34)	63 (58)	35 (35)	10 (9)	7 (5)	4 (4)	150 (145)

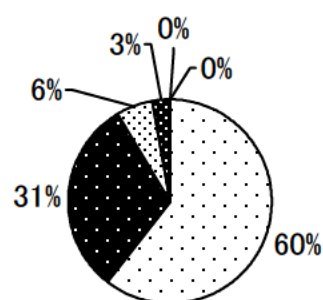
（社員のうち団体社員数）総数 6,589 団体

	0 団体	1～99 団体	100～499 団体	500～999 団体	1000～4999 団体	5000 団体以上	計
社団法人数	91 (88)	46 (44)	9 (7)	4 (5)	0 (1)	0 (0)	150 (145)

（個人社員）



（団体社員）



□ 0 人	■ 1～99 人	▨ 100～499 人
▩ 500～999 人	▧ 1000～4999 人	▦ 5000 人～

□ 0 団体	■ 1～99 団体
▨ 100～499 団体	▩ 500～999 団体
▧ 1000～4999 団体	▦ 5000 団体～

※ 社員が 0 人又は 0 団体の区分に属する法人は、多くが会員の対象（資格）を個人又は団体（企業等）に限定しているものと考えられ、基本的に個人社員 0 の法人は団体社員のみで、逆に団体社員 0 の法人は個人社員のみで構成され、残りの法人が個人、団体両方の社員から構成されていることになります。

8 基本財産規模別法人数

図表 8 は、本県における財団法人の基本財産規模別法人数及びその割合を示したものです。

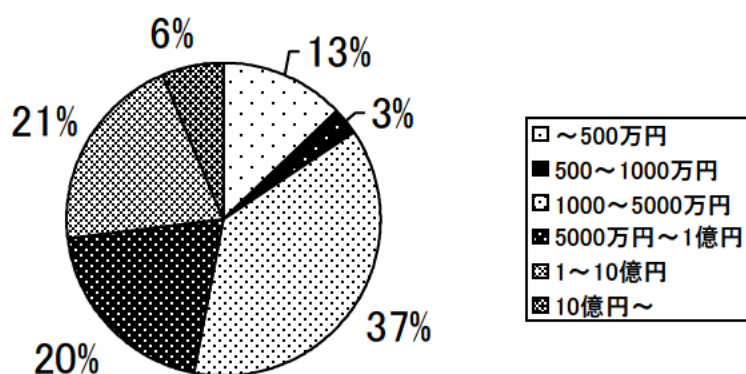
基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来この基本財産から生み出される運用益をもって公益活動を行うべき法人の中心となる財産で、一般的には、その取り崩し等には厳格な制限がかかっています。

本県における財団法人の基本財産の合計金額は、約 269 億 400 万円（281 億 5,600 万円）で基本財産の平均金額は、約 1 億 9,000 万円（1 億 9,500 万円）となっています。

図表 8 によると最も多い区分が 1,000 万円以上 5,000 万円未満の 53 法人で、基本財産規模の小さい 500 万円未満の法人が 18 法人となっています。

（図表 8）基本財産規模別財団法人数及び割合

	500 万円 未満	500 万円 以上 1000 万円未満	1000 万円 以上 5000 万円未満	5000 万円 以上 1 億円未満	1 億円以上 10 億円 未満	10 億円 以上	計
財団法人数	18 (18)	4 (4)	53 (54)	28 (29)	29 (29)	9 (10)	141 (144)



9 賛助会員規模別法人数

図表 9 は、本県における公益法人の賛助会員等の規模別の法人数及びその割合を示したものです。

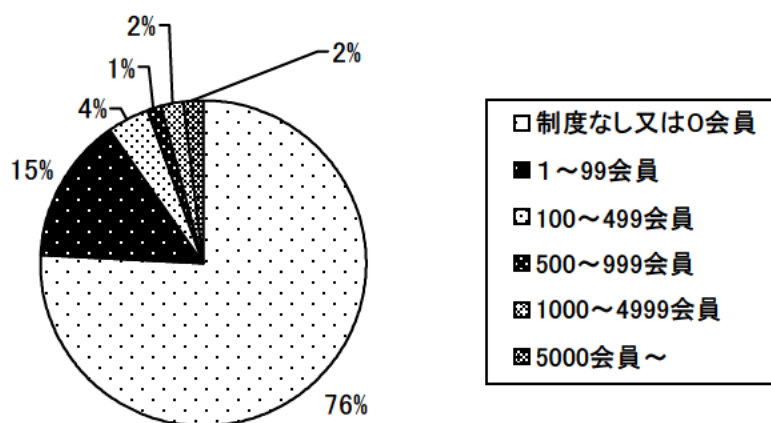
賛助会員等とは、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為に定めのある会員（賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問いません。）をいいます。

本県における賛助会員等合計会員数は 81,330 (92,724) 人で、賛助会員等を有する法人内での平均会員数は 1,161 (1,363) 人となっています。

図表 9 によると全法人の約 76%が、賛助会員制度を有しないか、又は制度を有しているが、実際の賛助会員等がないものとなっています。

(図表 9) 賛助会員規模別法人数及び割合

	制度なし 又は 0 会員	1～99 会員	100～499 会員	500～999 会員	1000～ 4999 会員	5000 会員 以上	計
法人数	221 (221)	42 (40)	12 (13)	4 (4)	6 (5)	6 (6)	291 (289)



第2節 個別的事項

1 職員規模別法人数

図表 10 の上欄は、本県における公益法人の職員の規模別の法人数及び割合を示したものであり、下欄は職員のうち最低でも週 3 日以上出勤しているものを常勤職員とし、その規模別の法人数を示したものです。

職員とは、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っています。

本県における職員合計人数は 2,907 (2,923) 人で、職員平均人数は 9.98 (10.11) 人です。また、常勤職員の合計人数は 2,468 (2,441) 人で常勤職員の平均人数は 8.48 (8.44) 人となっています。

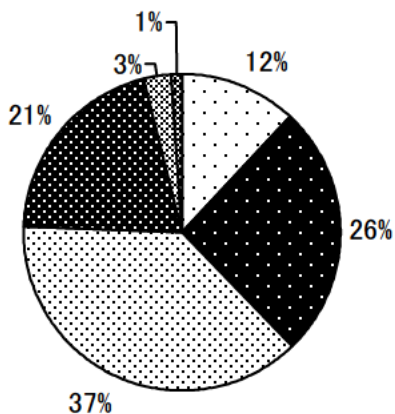
図表 10 によると規模が 2~9 人の法人が最も多く、職員が 1 人の法人もかなりの割合を占めています。

(図表 10) 職員規模別法人数及び割合

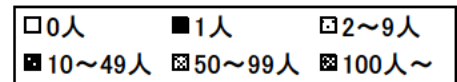
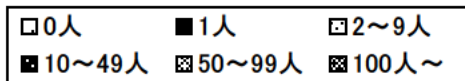
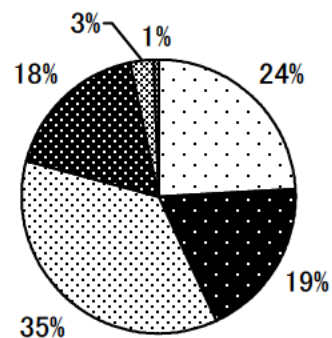
	0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人~	計
法人数 (職員)	35 (34)	75 (77)	110 (108)	60 (58)	8 (9)	3 (3)	291 (289)
法人数 (常勤職員)	70 (72)	55 (54)	105 (104)	51 (49)	8 (7)	2 (3)	291 (289)

※ 0 人は、設立母体の企業・団体からの出向・派遣により、法人とは雇用関係にない者が事務を行っている場合です。

(職員規模別)



(常勤職員規模別)



※ 職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれています。

2 役員規模別法人数

図表 11-1 は、本県における理事の規模別の法人数及びその割合を示したものです。理事は民法上、法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っています。

本県における理事合計人数は 3,787 (3,724) 人で、理事平均人数は 13.01 (12.88) 人となっています。また、最低でも週 3 日以上勤務している常勤理事合計人数は 134 (133) 人で、常勤理事平均人数は 0.46 (0.46) 人となっています。

(図表 11-1) 理事規模別法人数及び割合

	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	計
法人数	94 (94)	151 (152)	42 (40)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	291 (289)

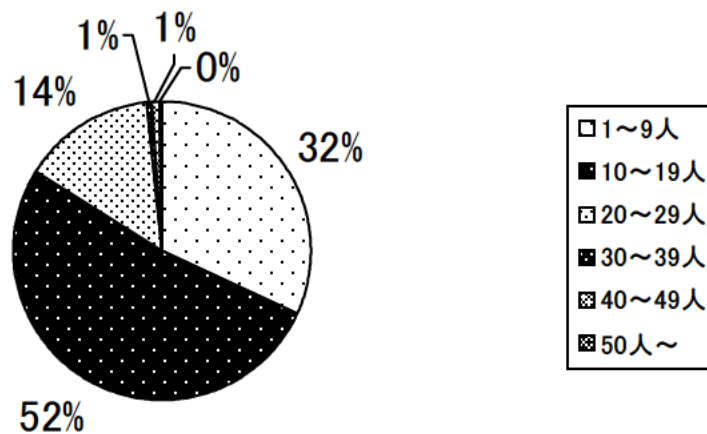


表11-2は、本県における役員（理事、監事）及び評議員の公務員出身者の就任状況を示したものです。

公益法人において役員とは、理事及び監事をいいます。監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であり、民法上は任意設置とされていますが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することと規定されています。また、財団法人における評議員は、法人の重要事項について諮問を受けたり決定をする役割を担っています。通常、評議員会を構成し、理事の選任、予算・決算の承認等を行います。指導監督基準では、財団法人には原則として評議員会を設け、評議員会において理事の選任及び予算、決算等の重要事項の諮問を行うことを求めています。

平成17年10月1日現在の理事全体数は3,787（3,724）人で、うち常勤は134（133）人です。また、監事全体数は649（646）人、評議員全体数は2,433（2,517）人となっています。

本県における県庁出身理事数は173人で前年から13人減っています。また県庁出身理事のいる法人数は79法人で前年から9法人減っています。

（表11-2）役員（理事、監事）及び評議員の公務員等出身者の就任状況

（単位：上段は人数、下段は法人数）

	理事数	うち常勤理事数	監事数	評議員数
	法人数	法人数	法人数	法人数
都道府県公務員 出身者	196（210）	49（51）	33（32）	172（177）
	85（94）	38（36）	28（26）	37（38）
うち県庁出身者	173（186）	43（45）	25（24）	162（166）
	79（88）	33（32）	21（20）	35（35）
うち現職県職員	100（100）	7（6）	16（15）	117（117）
	53（53）	6（6）	12（11）	32（31）
現職県議会議員	11（12）	0（0）	2（3）	3（5）
	8（9）	0（0）	1（2）	1（3）

図表 11-3 は、本県における県庁出身（現職を含みます。以下同じです。）理事の規模別の法人数及びその割合を示したものです。

（図表 11-3）県庁出身理事の規模別法人数及び割合

	0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	計
法人数	212 (201)	77 (86)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	291 (289)

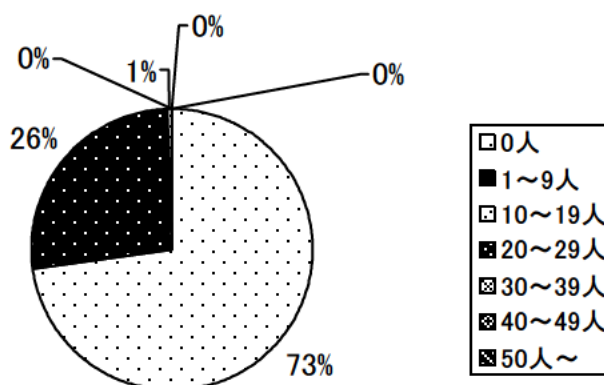


表 11-4 は、県庁出身理事数が理事全体の 3 分の 1 を超える法人を示したものです。指導監督基準では、理事現在数に占める県庁出身者の割合を 3 分の 1 以下にするように求められており、本県は 5 法人あります。

県庁出身者の割合を 3 分の 1 以下にするように引き続き指導を行っていますが、職員互助会など団体の性格上達成が困難な法人については、外部監事の導入などにより業務の適正化を図っています。

（表 11-4）県庁出身理事数が理事全体の 3 分の 1 を超える法人

	単管	共管
社団法人	三重県植物防疫協会	
財団法人	三重県職員互助会 三重県友の会 三重県小動物施設管理公社 三重県警察職員互助会	

3 役員の年間報酬額

表12-1は、有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数を示したものです。

(表12-1) 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上
法人数	201 (197)	47 (47)	37 (37)	5 (7)	1 (1)

表12-2は、県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数を示したものです。

(表12-2) 県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上
法人数	6 (5)	8 (8)	17 (16)	2 (3)	0 (0)

4 国、県からの補助金等交付法人数

表13-1は、国又は県からの補助金等が交付されている法人数を示したものです。本県の公益法人の約19.2%が国又は県のどちらか一方から補助金等の交付を受けています。

(表13-1) 国、県からの補助金等交付法人数

	国からの 補助金等収入	県からの 補助金等収入	合 計
社団法人	21 (10)	24 (29)	36 (32)
財団法人	7 (4)	25 (28)	20 (28)
計	28 (14)	49 (57)	56 (60)

合計欄は、国又は県どちらか一方から補助金等交付を受けている法人数

表13-2は、国からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。1億超の補助金等交付法人は、1法人です。その内訳は、1億円超2億円未満が1法人となっています。

(表13-2) 国からの補助金等交付状況

	0超 5百万 未満	5百万超 1千万 未満	1千万超 5千万 未満	5千万超 1億未満	1億超 2億未満	2億超 3億未満	3億超 4億未満	4億超 5億未満	5億超
社団法人	3(4)	2(1)	15(3)	0(0)	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
財団法人	3(2)	1(0)	2(2)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	6(6)	3(1)	17(5)	1(0)	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

表13-3は、県からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。1億円超の補助金等交付法人は、6法人です。その内訳は、5億円超が1法人、3億円超4億円未満が1法人、1億円超2億円未満が4法人となっています。

(表13-3) 県からの補助金等交付状況

	0超 5百万 未満	5百万超 1千万 未満	1千万超 5千万 未満	5千万超 1億未満	1億超 2億未満	2億超 3億未満	3億超 4億未満	4億超 5億未満	5億超
社団法人	15(18)	3(2)	5(7)	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
財団法人	9(9)	2(4)	6(5)	2(5)	4(4)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)
計	24(27)	5(6)	11(12)	3(7)	4(4)	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)

第4章 三重県における公益法人の指導状況

第1節 総括的事項

1 設立指導及び解散指導

表14-1は、本県において平成15年度、平成16年度、平成17年度に設立され、所管部局等から法人設立についての指導を行った公益法人を示したものです。

(表14-1) 過去3か年度の設立指導状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総合企画局			
総務局			
防災危機管理局			
生活部	(社)伊勢・鳥羽・度会 地域中小企業勤労者福祉 サービスセンター	(財)反差別・人権研究所 みえ	
健康福祉部	(社)伊賀薬剤師会		(社)津薬剤師会
環境森林部			
農水商工部		(社)名張市観光協会	
地域振興部	(財)ベルファーム		
県土整備部			
教育委員会	(社)三重県レクリエー ション協会	(社)元気クラブいなべ (社)三重県人権教育研究 協議会 (社)三重県サッカー協会	
公安委員会			(社)みえ犯罪被害者総合 支援センター

表14-2は、本県において平成15年度、平成16年度、平成17年度に解散し、所管部局等から法人解散についての指導を行った公益法人を示したものです。
 (表14-2) 過去3か年度の解散指導状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総合企画局			
総務局			
防災危機管理局			
生活部	(社)三重県勤労者福祉施設協議会 (社)三重県青少年育成県民会議	(財)三重県勤労者信用基金協会	(社)久居市シルバー人材センター
健康福祉部	(社)日本社会福祉愛犬協会	(財)三重保育園 (財)三重県老人福祉休養施設管理センター	(社)度会郡医師会
環境森林部			
農水商工部	(財)三重産業振興センター (社)三重県工業用水協会		(財)三重県漁業協同組合 合併対策基金 (財)三重ビジターズ推進機構
地域振興部			
県土整備部	(財)三重県調整池管理協会		
教育委員会	(財)三重県国際教育協会	(財)大内山塾	
公安委員会			

2 立入検査実施状況

表15-1は、本県において平成17年度に実施した、条例第49条に基づく公益法人毎の立入検査の実施状況です。また、表15-2は所管部局毎の立入検査の実施状況です。

所管部局の立入検査は、条例第49条第4項で2年に1回以上の割合で行うように努めるとされており、所管部局毎の実情に応じそれぞれで実施しています。

立入検査の検査基準等は、「公益法人検査要綱」等に基づき、所管部局毎の実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても所管部局がそれぞれで判断を行っています。

平成17年度に所管部局が立入検査を実施した公益法人数は120法人で、所管公益法人数全体(291法人)の41.2%となっています。また、平成16、17年度に246法人(所管公益法人全体の84.5%)に対し立入検査を実施しました。

(表15-1) 公益法人毎の立入検査実施状況

	定期検査	臨時検査	設立検査	合 計
社団法人数	61	0	1	62
財団法人数	57	0	1	58
計	118	0	2	120

定期検査とは、各公益法人を対象として、おおむね2年度に1回の割りで実施される検査をいいます。臨時検査とは、特別の必要が生じた場合に関係法人を対象として臨時に実施される検査をいいます。設立検査とは、新たに設立された公益法人（新たに知事の所管に属することとなった公益法人を含みます。）に対して実施される検査をいいます。

(表15-2) 各部局毎の立入検査実施状況

	所管 公益 法人数	平成17年度立入検査実施 法人数	改善すべき 点のあった 法人数	平成17年度 立入検査実 施率(%)	平成16・17 年度立入検 査実施法人 数	平成16・17 年度立入検 査実施率 (%)
総務局	4	4	1	100.0	6	100.0
防災危機管理局	3	3	0	100.0	3	100.0
生活部	44	24	7	54.5	49	100.0
健康福祉部	70	17	15	24.2	45	64.3
環境森林部	16	8	0	50.0	16	100.0
農水商工部	43	19	9	44.2	42	97.7
地域振興部	11	3	0	27.3	9	81.8
県土整備部	12	7	3	58.3	12	100.0
知事部局計	203	85	34	41.9	182	89.7
教育委員会	80	27	20	33.8	50	62.5
公安委員会	8	8	2	100.0	14	100.0
合 計	291	120	57	41.2	246	84.5

所管公益法人数は、平成17年10月1日現在。合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数です。

第2節 個別的事項

1 事業の実施状況

表16-1は、公益法人の活動状況を示したものです。「活発」が44.2%、「普通」が45.8%、「不活発」が10.8%となっています。

なお、活動状況の判断は、各部局がそれぞれの基準で行っています。

(表16-1) 公益法人の活動状況

	活発	普通	不活発	休止
社団法人数	27	24	11	0
財団法人数	26	30	2	0
計	53	54	13	0

表16-2は、公益法人の活動内容を示したものです。「目的の事業を行っている法人」が119法人、「目的の事業を行っていない法人」が1法人となっています。

(表16-2) 公益法人の活動内容

	目的の事業を行っている法人	目的の事業を行っていない法人	目的外事業を行っている法人
社団法人数	61	1	0
財団法人数	58	0	0
計	119	1	0

2 所管不明法人の状況

表17は、本県における所管不明法人の指導状況を示したものです。本県においては、22法人が所管不明法人として存在していましたが、平成18年7月31日現在においては1法人となっており、今後も所管不明法人の早急な処理について積極的に取り組んでいきます。

(表17) 所管不明法人の指導状況

	所管不明法人数	処理状況及び今後の処理予定等
健康福祉部	1	法人の自主解散にむけ 理事の生存等を確認しているが、自主解散が困難な場合には、設立許可の取消しを行う予定です。

3 書類の備付状況

表18は、書類の備付状況を示したものです。「書類の備付なし」では、職員名簿、資産台帳、登記関係書類の備付なしが多く、「書類の備付あり」では、会議議事録、登記関係書類、履歴書の整理不良が多い結果となっています。

(表18) 書類の備付状況

		備付あり		備付なし
		整理良好	整理不良	
書類の備付状況	1. 定款又は寄付行為	109	11	0
	2. 許認可等関係書類	108	9	3
	3. 登記関係書類	91	17	12
	4. 社員名簿	60	2	0
	5. 役員名簿	115	5	0
	就任承諾書	103	12	5
	履歴書	100	13	7
	6. 会議議事録	87	24	9
	7. 財産目録	109	8	3
	8. 資産台帳	99	9	12
	9. 出納簿	114	6	0
	証拠書類	113	7	0
10. 収支予算書	116	1	3	
11. 事業計画書	115	1	4	
12. 職員名簿	99	0	21	

4 ホームページの開設状況

表19は、公益法人のホームページの開設状況を示したものです。ホームページを開設している公益法人の割合(平成17年10月1日現在の291法人が母数)は、57.4%(43.6%)となっています。

(表19) ホームページ開設法人数

	社団法人	財団法人	計
法人数	87(69)	80(57)	167(126)

()内の数値は、前年値です。

5 会議の運営状況

表20-1は、総会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が51.6%、「1回」が46.8%となっています。

(表20-1) 社員総会の開催状況

	開催法人		未開催法人	未開催の理由
	2回以上	1回		
社団法人数	32	29	1	災害等による

表20-2は、理事会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が、85.0%、「1回」が14.2%となっています。

(表20-2) 理事会の開催状況

	開催法人		未開催法人	未開催の理由
	2回以上	1回		
社団法人数	48	13	1	災害等による
財団法人数	54	4	0	
計 (120)	102	17	1	

第3節 改善指示の状況

表21-1は、公益法人別の改善指示の状況を示したものです。改善指示があった法人数は、立入検査を実施した法人の49.1%となっています。

(表21-1) 改善指示の状況

()は改善指示件数

	定期検査		設立検査		合計	
	立入検査実施法人数	改善指示をした法人数	立入検査実施法人数	改善指示をした法人数	立入検査実施法人数	改善指示をした法人数
社団法人数	61	32 (63)	1	0 (0)	62	32 (63)
財団法人数	57	24 (58)	1	1 (1)	58	25 (59)
計	118	56 (121)	2	1 (1)	120	57 (122)

平成17年度は、臨時検査を実施していません。

表21-2は、各所管部局別の改善指示状況を示したものです。

(表21-2) 各所管部局別の改善指示の状況

	平成17年度に 改善すべき点の あった法人数 ()は改善指 示件数	法人運営面で 改善すべき点 のあった法人 数	事業の内容・ 実施等の面で 改善すべき点 のあった法人 数	財務・会計面 で改善すべき 点のあった法 人数	その他
総合企画局	0 (0)				
総務局	1 (1)	1			
防災危機管理局	0 (0)				
生活部	7 (8)	6	0	2	
健康福祉部	15 (45)	13	1	6	
環境森林部	0 (0)				
農水商工部	9 (16)	7	1	4	
地域振興部	0 (0)				
県土整備部	3 (7)	3		2	
知事部局計	35 (77)	30	2	14	
教育委員会	20 (42)	41		1	
公安委員会	2 (3)		1	1	
合計	57 (122)	71	3	16	

【主な指摘、指導事項】

(法人運営面)

- ・登記事項に変更があった場合には、期限内に変更登記するよう指導した。
- ・評議員を選任するよう指導した。
- ・役員変更報告等を期限内に提出するよう指導した。
- ・理事会と評議委員会の役割を明確にするよう指導した。
- ・備え付けが義務付けされている書類は、整備するよう指導した。

(事業実施面)

- ・事業の見直し、再検討を行い、本来の公益事業を充実させるよう指導した。
- ・定款や寄附行為に定める事業で実施していない事業については、内容を検討し、今後も実施の見込みがなければ、定款・寄附行為の変更を行うよう指導した。
- ・職員の勤務実態を明瞭にするよう指導した。

(財務・会計面)

- ・出納事務の適正性を向上させるよう指導した。
- ・会計書類を整備するよう指導した。
- ・同一金融機関で1,000万円以上の定期預金があるので、預金種別の変更を行う等ペイオフ対策を講じるよう指導した。

第5章 三重県における公益信託の現況

第1節 公益信託制度の概要

1 公益信託の定義

公益信託とは、信託法（大正11年法律第62号）に基づき、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度です。

2 公益信託の特色

公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なります。また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、設定の期間が比較的短期のものでも可能であるなど、より弾力的な運用が可能です。

3 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が、主務官庁の許可を受けることによって成立します。

公益信託は、主務官庁の監督に属し、受託者は、信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理、処分して公益事業を営みます。信託財産は、受託者に移転されますが、受託者の固有財産とは区別されます。受託者は、その事務処理について善管注意義務等を負い、信託義務違反に対しては損失を補填しなければなりません。

4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための統一的基準として、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」があり、主務官庁においては、この基準に則った指導監督等が行われています。

5 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出したときの税制として、個人・法人の双方につき、特定の公益信託のために支出した金銭についてのみなし寄付金制度等、各種の優遇措置があります。

第2節 公益信託の現況

1 公益信託の数及び信託財産

表22は、本県における平成17年10月1日現在の信託数及び信託財産の状況を示したものです。

()内の数値は、前年値です。

(表22) 信託数及び信託財産の状況

信託数	信託財産規模別信託数				信託財産合計 金額 (千円)	信託財産平均 金額 (千円)
	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上		
3 (3)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	54,372 (57,272)	18,124 (19,091)

2 信託目的別信託数

信託目的別では、奨学金支給(1)、教育振興(1)、その他(1)となっています。

3 授益行為の状況

表23は授益行為の状況を示したものです。

()内の数値は、前年値です。

(表23) 平成16年度までの授益行為の状況

(単位：千円)

授益行為状況							
個人		任意団体		法人		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
168 (155)	9,600 (8,850)	137 (130)	17,972 (17,257)	16 (9)	2,593 (1,508)	321 (294)	30,165 (27,615)

平成12年12月1日
閣議決定

行政改革大綱（抜粋）

21世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとする事とし、21世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、1) 新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大きくくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、2) 国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、3) 行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、4) 行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を目指し、今後、平成17年（2005年）までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

こうした見地に立って、今後の行政改革の重要課題として、1) 新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革、2) 国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進、3) 行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、4) その他、電子政府の実現を始め、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化等を推進する。

これら行政改革の推進に併せ、司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、司法機能の充実強化を図るための司法制度改革を推進するものとする。

行政の組織・制度の抜本改革

（1～4 略）

5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

(2) 財政負担の縮減・合理化

ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等（以下、「補助金等」）については、上記(1)の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

(ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。

(イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。

(ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

(3) 措置期限・経過措置等

i) 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。

ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」(平成8年9月20日閣議決定)の規定の徹底を図る。

iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討

を行う。

- iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、
所要の措置を検討する。

(4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

(以下略)

平成14年3月29日
閣議決定

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

委託等に係る事務・事業の改革

1 検査・検定等

(1) 基本的考え方

公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。

国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合にあっても、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表1のとおりとする。（別表1 省略）

2 資格付与等

(1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表2のとおりとする。（別表2 省略）

3 登録その他の事務・事業

(1) 基本的考え方

公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表3のとおりとする。（別表3 省略）

推薦等に係る事務・事業の改革

1 技能審査等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。（別表4 省略）

2 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、1(1)、2(1)に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表5のとおりとする。（別表5 省略）

補助金等の見直し

1 第三者分配型補助金等

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの（以下「第三者分配型補助金等」という。）については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図る。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由があると認められる補助金等については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表6のとおりとする。（別表6 省略）

2 補助金依存型公益法人

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依

存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

- (2) 具体的措置内容
別表7のとおりとする。（別表7 省略）

3 役員報酬に対する助成

- (1) 基本的考え方
公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。
- (2) 具体的措置内容
別表8のとおりとする。（別表8 省略）

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」(以下「透明化・合理化ルール」という。)を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

改革の実施に向けて

- 1 本計画による措置は、法律改正を要するものについては、原則として、平成15年度中に実施することとする。なお、その実施に当たっては事務・事業の一層の整理・合理化を図ることとする。
- 2 公益法人が行っている事務・事業の国又は独立行政法人への移管を行う場合には、既存体制の合理的再編成により対処することを基本とする。また、今後、独立行政法人による実施につき引き続き検討することとされているものについても、以下の点に十分留意することとする。
 - (1) 移管する事務・事業が、公共上の観点から国の強い関与が不可欠であり、民間に委ねると効率的かつ確実な実施が見込めないこと

- (2) 原則として既存の独立行政法人を活用するとともに、国、特殊法人、独立行政法人、公益法人等が行う関連の事務・事業を、府省の枠にとらわれることなく統合・合理化すること
 - (3) 移管後の独立行政法人の事務・事業、組織の合理化・効率化を徹底し、財政負担の軽減を実現すること
- 3 各府省は透明化・合理化ルールが適正に運用されるよう常に意を用いるとともに、今回の改革で示された基本的考え方に立って、所管する事務・事業の不断の見直しに努めるものとする。
- 4 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。内閣官房は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。

平成 14 年 3 月 29 日
閣 議 決 定

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第 34 条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。

上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成 14 年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成 17 年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

平成 15 年 6 月 27 日
閣 議 決 定

公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

1 改革の目的と検討の方向等

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは様々なニーズに十分に対応することがより困難な状況になっている。

これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能であるために、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供することができる。その結果として民間非営利活動は、社会に活力や安定をもたらすと考えられ、その促進は、21 世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要である。

また、民間非営利活動は、国民一人一人に職場や家庭とは異なる多様な活動の場を与えるため、個人の価値観が多様化した現代社会に対応するものである。個人の様々な価値観を受け止め得る民間非営利活動を促進することによって、個人の活動の選択肢が広がり自己実現の機会が増進するものと考えられる。

したがって、民間非営利活動を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置付け、その活動を促進するための方策を講ずる必要がある。

公益法人（民法第 34 条に基づく社団・財団をいう。以下同じ。）は、我が国の社会経済において重要な位置を占めているこのような民間の非営利活動を担う代表的主体として歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治 29 年の民法制定以来、100 余年にわたり抜本的な見直しは行われておらず、特別法による法人制度を除き、近年に至るまで、一般的な非営利法人制度がなかったため、時代の変化に対応した国民による非営利活動の妨げになってきたとの指摘がある。

特に、公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に 21 世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展

を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

2 新たな非営利法人

(1) 一般的な非営利法人制度の創設

現行の公益法人制度は法人格の取得と公益性の判断や税制上の優遇措置が一体となっているため、様々な問題が生じている。

このため、法人格を一定の優遇措置と分離し、公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する。

この非営利法人制度は、民間の非営利活動を促進するため、準則主義（登記）により簡便に設立できるものとし、そのガバナンスについては、準則主義を採る現行の中間法人や営利法人を参考にしつつ、法制上の在り方を検討する。

なお、非営利法人制度の設計に当たっては、現行の公益法人制度の問題点を踏まえた検討を行い、現行の中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理することとする。

(2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方
ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等
を含め検討する。

3 新たな非営利法人に対する税制上の措置

法人は、普遍的な国民の納税義務の下で、一般的に納税義務が課せられており、公益性を有するなど一定の場合に税制上の優遇措置が講じられている。新たな非営利法人に対する税制上の取扱いについては、こうした考え方を踏まえつつ、非営利法人制度の更なる具体化にあわせて引き続き検討する。

4 移行等

現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。

また、財団については、今般の改革の趣旨を尊重しつつ、制度的課題も含め、その在り方を検討する。

5 今後のスケジュール等

有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

その間、新たな制度の検討状況を適時に公表する等、広く国民の理解を得つつ、円滑に改革を推進するよう努めるものとする。

「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書について

平成16年11月

昨年6月の閣議決定「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」に基づき、行政改革担当大臣の下で開催された「公益法人制度改革に関する有識者会議」の報告書が取りまとめられ、その概要は以下のとおり。

1. 改革の意義

(1) 基本認識

民間非営利部門が果たす役割とその発展は重要。一方で、民間非営利部門で大きな役割を果たしてきた公益法人をめぐっては、主務官庁の自由裁量による許可制の下、法人設立が簡便でない、公益性の判断基準が不明確、営利法人類似の法人が存在する等様々な問題が指摘。

(2) 基本方針

主務官庁制を抜本的に見直し、新たな非営利法人制度を創設。

法人格の取得と公益性の判断を分離、準則主義(登記)により簡便に設立することができる一般的な非営利法人制度を創設。

法人格取得の機会の拡大を通じて、人々の幅広い活動を促進

一般的な非営利法人のうち、一定の要件を満たすものを公益性を有する非営利法人として、新たな判断主体が判断する仕組みを創設。

民間非営利部門における公益的活動の健全な発展を促進

2. 一般的な非営利法人制度

(1) 総則的事項

社団形態と財団形態の2種類の法人類型を設ける。

裁判所による解散命令制度、休眠法人の整理の制度を設ける。

(2) 社団形態の非営利法人制度

社員2名以上で設立可、設立時の財産保有規制を設けない。事業に格別の制限を設けない。

社員総会及び理事は必置、理事会及び監事の設置も可能。

理事・監事の責任を明確化するとともに、代表訴訟制度を設ける。

拠出金制度の選択を可能とする。

(3) 財団形態の非営利法人制度

300万円以上の純資産保有を義務付ける(設立時及び存続中)。

理事会、評議員会(理事の業務執行を牽制・監督)、監事を必置とする。

(4) その他

大規模な法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討。

財務状況の一般的な開示、定款又は寄附行為の変更、解散、合併、清算等について法定。

中間法人制度は、一般的な社団形態の非営利法人制度に法制上包含される関係となることから、廃止(必要な移行措置を設ける)。

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

(1) 判断主体のあり方

国における判断主体: 現在の主務官庁から中立的に判断を行い得る特定の大臣の下に、民間有識者からなる合議制の委員会を設置し、この委員会において実質的に判断。

・判断主体の主な機能: 公益性の判断、事後チェック(監督)、不服申立ての処理など

・必要な審議体制・事務体制を整備

・様々な分野の公益性を専門的見地から適切に判断できる措置

地方における判断主体: 都道府県に国に準じた組織・機能を有する

判断主体を設置し、住民の考えを適切に反映しつつ、公益性の判断等を行う。 なお、国と都道府県との間で公益性の判断等の取扱いについて整合を欠くことのない仕組みとする。

(2) 判断要件のあり方

法人の目的、事業及び規律の面から、現行の公益法人の指導監督基準等の考え方を踏まえつつ、可能な限り客観的で明確なものとする。

目的については、積極的に不特定多数の利益の実現を図ることを基本とする。(共益的な目的・事業は、従たる範囲内)

事業については、具体的な公益的事業を適切に列挙するほか、

- ・ 公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、
- ・ 営利企業の行う事業を阻害することのないようにすること、
- ・ 収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用すること

等とする。

規律については、公益性を有する法人に相応しい規律のしっかりした法人の受け皿の仕組みを構築する観点から、

- ・ 同一親族等が理事・評議員に占める割合が過大でないこと、
- ・ 残余財産の帰属者が、類似目的の公益性を有する法人、国・地方公共団体等一定の範囲に限られていること、
- ・ 内部留保が不当に過大ではないこと、
- ・ 株式保有等を制限すること

等とする。

(3) 適正運営確保のあり方

ガバナンスについては、理事会及び監事を必置

情報開示については、

- ・ プライバシー保護等に留意しつつ、インターネットの活用も含め、国民一般に対して情報開示。
- ・ 開示事項は、業務・財務等に係る事項、公益性判断要件に係る事項、役員報酬や管理費の水準等社会監視に付すべき事項。

- ・ 判断主体においても、法人の開示情報を集約し、全国的なデータベース化を行い、インターネットにより国民一般に公開。

事後チェック(監督)については、

- ・ 事業報告書等の定期的提出、勧告・命令、公益性の判断の取消し等を、より明確なルールに基づき適切に行う。
- ・ 公益性を有する法人の活動実績を踏まえ、一定期間ごとに公益性の有無を確認する仕組みを導入。

(4) その他

特定非営利活動法人制度は引き続き存置。

4. 現行公益法人の新制度への移行のあり方

現に公益法人が公益活動を行い多くの受益者が存在することに配慮しつつ、公平かつ合理的な基準及び手続を明らかにし、必要十分な移行期間を設け、円滑に移行。

移行措置に係る諸手続が事業継続への支障とならないよう、手続、事務の簡素化にも留意。

公益性を有する非営利法人への移行の適否は、新たな判断主体が一定の基準に照らし判定。

公益性を有する非営利法人への移行が適当でないものは、基本的に、一般の非営利法人に移行。

今後の行政改革の方針（抄）

〔平成 16 年 12 月 24 日
閣 議 決 定〕

（略）

7 公益法人制度の抜本的改革

現行の公益法人（民法第 34 条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度の抜本的改革については、行政の在り方を見直す観点からも重要であることにかんがみ、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、21 世紀の我が国の社会経済にふさわしい透明性の高い新たな仕組みの構築を目指すなど、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、改革を着実に実施していくものとする。

このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙 3 のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成 18 年の通常国会に提出することを目指す。

公益法人制度改革の基本的枠組み

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

1 改革の方向性

(1) 改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

また、民法制定以来100余年にわたり抜本的な見直しが行われていない現行の公益法人(民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。)の制度については、歴史的に大きな役割を果たしてきたものの、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存続しているなど様々な批判、指摘を受けるに至っている。

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

(2) 基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

また、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。

2 一般的な非営利法人制度

(1) 総則的事項

法人類型は、法人格付与の対象に応じ、社団形態と財団形態の2種類とする。

準則主義に伴う法人制度の濫用防止の観点から、株式会社制度と同様の解散命令制度・休眠法人整理の制度を設ける。

(2) 社団形態の非営利法人制度

営利を目的としない団体を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を

促進するため、社員となろうとする者が2名以上集えば、一定額以上の財産的基盤がなくとも、法人の設立を可能とするほか、その事業について格別の制限をせず、公益活動を含めた幅広い活動ができることとする。

法人の自律的な運営を確保するため、社員総会及び理事の制度を設けるほか、定款による理事会や監事の設置を可能とする。

また、法人運営の適正化を図るため、理事の法人又は第三者に対する責任規定、社員による代表訴訟制度及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設けることにより、株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保する。

法人の非営利性を維持しつつ、その資金調達手段や財産的基盤を確保するため、拠出金制度の選択を可能とする。

(3) 財団形態の非営利法人制度

設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進するため、必要最小限の資産で、法人の設立を可能とするが、その目的及び事業に一定の制限を設けることの当否について検討する。

設立者の意思を尊重しつつ、法人の自律的な運営を確保するため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな法定の機関（評議員会）を設けるほか、理事会及び監事を必置機関とする。また、法人運営の適正化を図るため、社団形態の非営利法人の場合と同様、理事の法人又は第三者に対する責任規定及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設ける。

(4) その他

以上のほか、定款又は寄附行為の変更、合併、解散、清算等に関する所要の規定を設ける。

また、一定規模以上の法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する。

なお、中間法人制度は、社団形態の非営利法人制度に包含される関係となるため、これを廃止することとし、移行に関する所要の規定を設ける。

3 公益性を有する非営利法人を判断する仕組み

以下の方針により、公益性を有するにふさわしい規律のしっかりした非営利法人の受け皿となる仕組みを構築する観点から、具体的な制度設計を進める。

なお、特定非営利活動法人制度については、引き続き存置されるものとする。

(1) 判断主体

現在の主務官庁から中立的に判断を行うために、内閣に民間有識者からなる委員会を設置し、当該委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、

事業等の公益性を判断することとし、事後チェック、不服申立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう、必要な事務体制の整備を図るとともに、様々な活動分野における公益性を専門的見地から適切に判断できる措置を検討する。

また、一定の地域を拠点として活動する非営利法人に関しては、原則として都道府県知事において判断等を行うこととする。その際、都道府県に国に準じた機能を有する体制を整備し、国との間で公益性の判断等の取扱いについて整合を図る。

(2) 判断要件

判断要件については、現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。)等を踏まえつつ、法人の目的、事業及び規律の面から、できる限り裁量の余地の少ない明確なものとする。

公益性を有する非営利法人(以下(2)及び(3)において「法人」という。)の目的については、積極的に不特定多数者の利益の実現を図ることを基本とし、共益は従たる目的となる範囲内で認められる方向で検討する。

法人の事業については、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、付随的に収益を目的として行う収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用されること、公益的事業が営利企業の行う活動を阻害しないことなど所要の要件を設け、具体的な公益的事業を適切に規定する方向で検討する。

法人の規律については、同一親族等が理事及び評議員に占める割合を制限すること、解散した法人の残余財産の帰属者を他の類似の公益目的の法人や国・地方公共団体等一定の範囲に限ること、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金等が留保されないこと、株式保有等を資産運用等の場合を除き原則として禁止することなど所要の要件を設ける方向で検討する。

(3) 適正運営確保の方策

法人については、理事会及び監事を必置機関とするなど適切なガバナンスを求めることとする。

また、プライバシーの保護等に留意しつつ、法人の組織、運営等について、インターネットの活用も含め、国民一般に対する情報開示の強化を図る。開示事項については、現行の指導監督基準による業務及び財務等に関する事項のほか、公益性の判断要件に係る事項、その他役員報酬に関する事項、管理費の水準等法人の適正運営を確保する観点から開示が望ましい事項とする方向で検討する。また、判断主体においても、法人が開示している情報を集約し、インターネットも活用しつつ、国民一般に分かりやすく開示することとする。

さらに、事業報告書等の定期的な提出、報告徴収・立入検査、命令、公益性判断の取消し等必要な監督上の措置を、より明確な要件の下で判断主体が適切に講ずる方向で検討する。また、判断主体が、一定期間ごとに法人の活動実績を踏まえて公益性の有無を確認することとする。

4 その他

(1) 現行公益法人の新たな制度への移行

現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行ってきたり多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。

なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、内閣官房、総務省及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。

(2) 今後のスケジュール等

今後、この基本的枠組みに基づき、内閣官房において、関係府省との連携の下、更に法制化に向けた具体的検討を行うとともに、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。また、内閣官房は、総務省及び各公益法人所管官庁と連携して、新たな非営利法人制度の着実かつ円滑な施行に向けた準備作業に着手する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の概要

剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設する。

1．総則

(1) 通則

趣旨、用語の定義、法人格、住所等について定める。

(2) 法人の名称

その名称中に「一般社団法人」又は「一般財団法人」という文字を用いなければならないものとするほか、他の種類の法人であると誤認させるおそれのある名称等の使用の禁止等について定める。

2．一般社団法人

(1) 設立

一般社団法人を設立するには、その社員となろうとする者（設立時社員）が共同して定款を作成しなければならないものとし、当該定款は、公証人による認証を受けなければ効力を生じないものとする。

一般社団法人の定款には、目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度を記載しなければならないものとし、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しないものとする。

設立時理事及び設立時監事等の選任又は解任の方法、設立時社員、設立時理事又は設立時監事等の損害賠償責任について定める。

(2) 社員

社員の経費支払い義務、任意退社、法定退社及び除名について定める。

社員名簿の作成、備置き及び閲覧等について定める。

(3) 機関

社員総会

ア 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理に関する一切の事項（理事会設置一般社団法人にあっては、定款で定めた事項）について決議をすることができるが、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることはできないものとする。

イ 社員総会の招集手続等、議決権の数、決議の方法及び特別決議事項、議決権の行使（代理人、書面及びインターネットによる電磁的方法）、理事等の説明義務、社員総会の決議の省略その他社員総会の議事に関する事項について定める。

社員総会以外の機関の設置

一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を必置とし、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を設置可能とするほか、理事会設置一般社団法人における監事の設置義務、大規模一般社団法人（負債額200億円以上）における会計監査人の設置義務について定める。

理事、理事会、監事及び会計監査人

ア 理事、監事及び会計監査人（役員等）は、社員総会の決議によって選任するものとするほか、法人と役員等との関係、役員等の資格及び任期（理事2年、監事4年（定款で2年まで短縮可能とする。）、会計監査人1年とする。いずれも再任は可である。）、役員等の解任等について定める。

イ 理事（代表する理事を定めた場合には、代表理事）は、一般社団法人の業務を執行し、法人を代表するものとする。

ウ 理事会の職務は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定及び解職とするほか、理事会は、重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任することができないものとする。

エ 理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないものとするが、定款で毎事業年度に2回以上とすることができるものとする。

オ アからエまでのほか、理事の忠実義務、競業及び利益相反行為の制限等、監事及び会計監査人の権限等、役員等の一般社団法人又は第三者に対する損害賠償責任、法人に対する責任の一部免除等について定める。

(4) 計算

会計の原則、会計帳簿及び計算書類等の作成、保存及び閲覧等、計算書類等の監査及び承認の手續について定める。

一般社団法人は、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表等を公告（インターネットによる電磁的開示も可能）しなければならないものとする。

(5) 基金

一般社団法人は、定款で定めるところにより、基金制度を採用することができるものとし、基金の募集、金銭以外の財産の抛却及び検査役による価額の調査、基金の返還に関する手續、基金利息の禁止、代替基金等について定める。

(6) 定款の変更等

定款の変更、事業の譲渡及び解散（解散事由、休眠法人のみなし解散等）について定める。

3. 一般財団法人

(1) 設立

一般財団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、かつ、300万円以上の財産を抛却しなければならないものとし、当該定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じないものとする。

一般財団法人の定款には、目的、名称、主たる事務所の所在地、設立者の氏名又は名称及び住所、設立に際して設立者が抛却をする財産及びその価額、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項等、評議員の選任及び解任の方法、公告方法、事業年度を記載しなければならないものとするほか、（ア）の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨及び（イ）設立者に剰余金又は剰余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しないものとする。

設立者は、遺言で に掲げる事項を定めて、一般財団法人を設立する意思を表示することができ、この場合においては、遺言執行者が、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成しなければならないものとする。

設立者、設立時理事及び設立時監事等の損害賠償責任について定める。

(2) 機関

機関の設置

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を必置とし、定款の定めによって、会計監査人を設置可能とするほか、大規模一般財団法人（負債額200億円以上）における会計監査人の設置義務について定める。

評議員及び評議員会

ア 評議員は、定款で定める方法により選任するものとするほか、法人と評議員との関係、評議員の資格及び任期（原則4年、定款で6年まで伸長可能とする。再任は可である。）について定める。

イ 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるものとするほか、評議員会の招集の手続、決議の方法その他評議員会の議事に関する事項について定める。

理事、理事会、監事、会計監査人

ア 理事、監事及び会計監査人（役員等）は、評議員会の決議によって選任するものとするほか、法人と役員等との関係、役員等の資格及び任期（理事2年、監事4年（定款で2年まで短縮可能とする。）、会計監査人1年とする。いずれも再任は可である。）、役員等の解任（職務上の義務違反等の事由がある場合に限る。）等について定める。

イ 代表理事は、一般財団法人の業務を執行し、法人を代表するものとする。

ウ 2.(3)ウからオまでに相当する規定を定める。

(3) 計算

2.(4)に相当する規定を定める。

(4) 定款の変更等

設立者が定めた目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、その変更に関する規定を定款に定めない限り、変更できないものとするほか、目的等の定めを変更しなければ法人の運営の継続が不可能又は著しく困難となる場合における裁判所の許可に基づく定款の変更について定める。

事業の譲渡及び解散（解散の事由、二期連続して純資産額が300万円未満となった場合の解散、休眠法人のみなし解散等）について定める。

4．清算

清算の開始原因、清算法人の機関、清算の手續（基金の返還の制限を含む。）、残余財産の帰属（定款又は清算中の社員總會若しくは評議員会の決議によって帰属が定まらない財産は国庫に帰属）等について定める。

5．合併

一般社団法人及び一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との合併を認めるほか、合併契約とその制限、吸収合併及び新設合併の手續について定める。

6．雑則

一般社団法人及び一般財団法人について、会社法と同様に、裁判所による解散命令の制度を設ける。

一般社団法人等の組織に関する訴え（設立及び合併の無効、社員總會等の決議の不存在若しくは無効又は取消し、設立の取消し及び法人の解散）について定める。

一般社団法人における役員等の責任追及の訴え（会社法におけるいわゆる代表訴訟に相当）等について定める。

非訟、登記、公告に関する所要の規定を整備する。

7．罰則

理事等の特別背任罪、法人財産の処分に関する罪等所要の罰則のほか、過料に処すべき行為等について定める。

8．施行時期等

この法律は、公布の日（平成18年6月2日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

政府は、施行後適当な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の概要

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定及びこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する。

1．総則

趣旨、公益目的事業その他の用語の定義、行政庁について定める。このうち、「公益目的事業」とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

2．公益法人の認定等

(1) 公益法人の認定

認定

公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けることができるものとする。

公益認定の基準

公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

(ア) その法人の目的及び事業について、公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること、必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること、当該法人の関係者等又は営利事業を営む者等に特別の利益を与えないこと、投機的な取引、高利の融資事業等であって公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものを行わないこと、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること、並びに公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことを定める。

(イ) その法人の財務について、公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること、及び遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれることを定める。

(ウ) その法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと、収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること、理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること、並びに社団法人にあっては社員の資格の得喪に関して不当な条件を付していないこと、社員の議決権に関して不当に差別的な取扱いや提供した財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと、及び理事会を設置していることを定める。

(I) その法人の保有する財産について、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産がある場合には処分の制限等必要な事項を定款で定めていること、認定取消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額の額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること、及び清算をする場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあることを定める。

欠格事由

暴力団員等が事業活動を支配している法人であること、滞納処分が終了してから3年を経過しない法人であること、認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること、その役員が暴力団員等である法人であること等を欠格事由として定める。

公益認定の申請等

公益認定の申請の際の申請事項、添付書類その他の事項、認定に当たっての行政庁から許認可等行政機関、警察庁長官等への意見聴取、公益認定を受けた公益法人の名称使用制限、変更の認定及び届出を必要とする事項並びにこれらの方法その他この制度の実施に関して必要となる手続的事項等について定める。

(2) 公益法人の事業活動等

公益目的事業の実施等

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと、公益目的事業比率が百分の五十以上となること、遊休財産の額が一定額を超えないこと及び寄附の募集に関する禁止行為を定める。

公益目的事業財産

公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産その他の公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないことを定める。

公益法人の計算等の特則

収益事業等ごとの区分経理、報酬等の支給基準の公表等、財産目録の備置き、閲覧及び行政庁への提出等並びに会計監査人の権限等について定める。

合併等

合併等を行った際の届出義務、公益法人が合併により消滅する新設合併契約時の地位の承継に係る認可、公益法人の解散の場合の届出等について定める。

(3) 公益法人の監督

報告徴収及び立入検査、勧告及び命令、公益認定の取消し、公益認定取消し等のときに公益目的取得財産残額の額に相当する財産を他の公益法人等に贈与していない場合の国等への贈与並びに許認可等行政機関等による行政庁への意見申出について定める。

3. 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

(1) 内閣府に有識者7人からなる合議制の公益認定等委員会を置くこととし、その組織、運営、委員会に諮問すべき事項その他の当該委員会に関して必要な事項を定める。

(2) 都道府県についても、国と同様の合議制の機関を置くこと等について定める。

4. 雑則等

内閣総理大臣及び都道府県知事による国民への情報提供、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置、内閣総理大臣から委員会に対する権限の委任、都道府県知事への指示等並びに罰則について定める。

5. 施行期日

この法律は、一般社団・財団法人法施行の日から施行すること、公益認定等委員会の設置等については公布の日（平成18年6月2日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること等について定める。

6. 検討

政府は、施行後適当な時期において、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 別表

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要（民法等の一部改正に伴う経過措置関係）

及び の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

1．社団法人、財団法人等の存続等

(1) 社団法人、財団法人等の存続

旧民法の規定による社団法人若しくは財団法人又は旧民法施行法の規定による社団法人若しくは財団法人であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続する。

(2) 名称に関する特則

1．(1)により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって公益法人への移行の登記又は通常的一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の登記をしていないもの（以下それぞれを「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、「特例民法法人」と総称する。）は、その名称中に「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」又は「公益財団法人」という文字を用いてはならない。

(3) 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）に規定する公益目的事業を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、4．に定めるところにより、行政庁の認定を受けて、公益法人となることができる。

(4) 通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行

特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、5．に定めるところにより、行政庁の認可を受けて、通常的一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

(5) 移行期間の満了による解散等

移行期間内に1．(3)の認定又は1．(4)の認可を受けなかった特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間中に上記認定若しくは認可の申請をし移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときを除き、移行期間の満了の日解散したものとみなす。

(6) その他

この節における行政庁は、内閣総理大臣（二以上の都道府県に事務所を設置する法

人等)又は都道府県知事とするほか、旧民法による設立許可の申請の取扱いについて定める。

2. 経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

(1) 特例民法法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

合併

特例民法法人は、他の特例民法法人と吸収合併することができるものとし、合併後存続する特例民法法人の業務の監督を行う3.の旧主務官庁の認可を受け、かつ登記することにより効力を生ずるものとする等について定める。

特例民法法人の理事等に関する経過措置

特例民法法人の理事、監事、理事会、会計監査人、会計帳簿及び計算書類の作成等、解散及び清算、訴訟、非訟事件、登記及び公告方法について定める。

(2) 特例社団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

特例社団法人の定款及び定款の記載事項、社員名簿、社員総会、基金及び定款の変更について定める。

(3) 特例財団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

特例財団法人の定款及び定款の記載事項、機関の設置、評議員の選任等及び定款の変更について定める。

3. 特例民法法人の業務の監督

特例民法法人の業務の監督(定款の変更の認可、残余財産の処分に係る許可等を含む。)については、なお従前の例により、旧主務官庁が行うものとするほか、設立許可の取消しに代わるものとして、旧主務官庁の解散命令を設ける。

4. 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益法人認定法に規定する公益目的事業を行う特例民法法人は、その申請により行政庁の認定を受け、かつ移行の登記をすることにより、公益社団法人又は公益財団法人に移行することができる。

認定の基準及び認定に係る欠格事由は、公益法人認定法と同様とするほか、認定に関する手続(認定の申請、認定に関する意見聴取、移行の登記、認定の公示等)、公益法人への移行に伴う公益法人認定法及び一般社団・財団法人法の適用について定める。

5. 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行

(1) 移行の認可

特例民法法人は、その申請により行政庁の認可を受け、かつ移行の登記をするこ

とにより、通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行することができる。

認可の基準は、(2) ア．により作成した公益目的支出計画が適正であり、かつ当該計画を確実に実施すると認められるものであること等とする他、移行期間満了後における認可の申請の特例、認可に伴う定款の変更の手続、認可の申請手続、移行の登記、認可の取消し等について定める。

(2) 公益目的支出計画の作成及び実施

制度の趣旨

特例民法法人がその実施する事業や解散時の残余財産の帰属先について制限のない通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する場合に、仮に何らの制限もしないとすると、本来公益の目的のために使用又は処分されるべき財産が、構成員に分配され、又は収益を目的とする事業等に充てられる可能性があるため、これを防止し、当該財産が公益のために適正に使用又は処分されることを担保することを目的とする。

制度の概要

ア．公益目的支出計画の作成

通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する特例民法法人は、当該法人の保有する純資産額に相当する額（以下「公益目的財産額」という。）が一定の額を超える場合には、公益目的財産額に相当する額を公益のために支出するための公益目的支出計画を作成しなければならない。

イ．通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可

現行民法法人が通常の一般社団法人又は一般財団法人へ移行する場合にあっては、ア．により作成した公益目的支出計画が確実に実施されると認められることを認可要件とする。

ウ．公益目的支出計画に基づく公益の目的のための支出の義務

現行民法法人が通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行した後は、公益目的財産残額が零となるまで、公益目的支出計画に従い、公益の目的のための支出をしなければならない。

エ．移行法人の監督

移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内における行政からの監督について定める。

6．雑則

内閣総理大臣又は都道府県知事は、この節の規定による認定、認可、命令等の処分又はこれらの処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、公益法人認定法に規定する公益認定等委員会又は都道府県における合議制の機関（以下「委員会等」という。）に諮問しなければならないこととするほか、委員会等の答申の公

表、内閣総理大臣又は都道府県知事による法人からの提出書類の送付、委員会等による勧告、委員会等による資料提出の要求、内閣総理大臣の検査権限の公益認定等委員会への委任等について定める。

7. 罰則

この節の規定に違反する行為に対する刑罰及び過料について定める。

公益法人会計基準の改正等について

平成16年10月14日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議申合せ

1 会計基準の設定及び改正の経緯等

(1) 設定及び改正の経緯

「公益法人会計基準」(以下「会計基準」という。)は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和60年9月17日の公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

しかし、前回改正から相当の期間が経過し、その間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境が大きく変化してきている状況にかんがみ、会計基準については、平成12年4月から総理府(当時)管理室の要請を受けて、「公益法人会計基準検討会」(座長：加古宜士早稲田大学教授)が会計基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討を行ってきた。また、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)においても、会計基準の改善策の検討を行うこととされたところである。同検討会は、平成13年12月、それまでの検討結果を「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理(中間整理)」として取りまとめ、公表した。

平成14年3月29日には、会計基準の「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会(以下「幹事会」という。)において、会計基準の検討を行うことを申し合わせ、改めて「公益法人会計基準検討会」(以下「検討会」という。)(座長：加古宜士早稲田大学教授)を幹事会の下に開催し、所要の検討を行った結果、平成15年3月28日に検討会から幹事会に対し、「公益法人会計基準(案)について」の報告が行われた。

その後、新たな会計基準の実施に当たって必要な事項について、総務省において事務的な検討が進められてきたところであるが、その検討についても見通しが得られたことから、今般、会計基準の全部を別紙のとおり改正することとした。

(2) 改正の方針及び主な改正事項

公益法人を取り巻く社会経済状況の変化を受け、公益法人においても一層効率的な事業運営が求められることとなり、事業の効率性に関する情報を充実させる必要が生じている。また、一部公益法人による不祥事等を受けて、公益法人の事業活動の状況を透明化し、寄付者等(会員等を含む。以下同じ。)から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報を提供することが

求められている。さらに、公益法人は多数の者の寄付等に支えられつつ、不特定多数の者の利益のために活動する法人であることから、その活動内容については、広く国民一般も関心を持っている。

こうした認識の下、公益法人の活動状況を分かりやすく広く国民一般に対して報告するものとするため、会計基準の全面的な改正を行うこととした。

主な改正事項は次のとおりである。

- ア 従来の資金収支計算を中心とする体系を見直し、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録から構成する財務諸表を作成する。このため、従来会計基準で定めてきた収支予算書及び収支計算書については、会計基準の範囲外とする。
- イ 大規模公益法人については、その財務内容に対する関心が多数の利用者から向けられていること、資産及び負債の内容が多様かつ複雑となっていることから、上記の財務諸表の体系に加えて、キャッシュ・フロー計算書を作成する。
- ウ 貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確化するため、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示する。また、指定正味財産以外の正味財産は一般正味財産として表示する。
- エ 正味財産増減計算書の様式について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）に統一するとともに、正味財産の増加原因を収益とし、減少原因を費用として表示する。
- オ 財務諸表に対する注記事項について、関連当事者間取引、有価証券の時価その他の注記を拡充する。

2 本会計基準の性格

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に充実と改善を図っていかうとするものである。

3 本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。

4 内部管理事項について

本会計基準においては、当該基準の目的を広く国民に対して公益法人の活動状況を分かりやすく提供することにあるとし、こうした観点から財務諸表の作成方法について定めたところであり、これ以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及

び収支計算書の作成並びに書類の保存)については、当該基準においては特段の定めを置かないこととした。

しかしながら、現行の指導監督体制の下において、これらの内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ、実施されてきたことにかんがみ、現在検討が進められている公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

5 本会計基準の実施時期

本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。

6 その他

正味財産増減計算書について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式(フロー式)にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の移行に資するものとするよう実施の奨励を図っていくものとする。

また、本会計基準の実施に当たって必要となる具体的な指針等については、今後、適切に措置していくものとする。

公益法人会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の財務諸表の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。（注1）

- (1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注2）

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄附行為で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

5 財務諸表の科目

財務諸表の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明りょうに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定

正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3)(注4)(注5)

3 資産の貸借対照表価額

- (1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注6)
- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注7)(注8)(注9)
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

4 貸借対照表の様式

貸借対照表は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。(注10)

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分するものとする。(注5)(注11)(注12)(注13)

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増加額（減少額）を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増加額（減少額）を表示するとともに、更にこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増加額（減少額）を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注4）（注13）

4 正味財産増減計算書の様式

正味財産増減計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注10）

第4 財務諸表の注記

1 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (8) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (9) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (10) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (12) 関連当事者との取引の内容（注14）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

2 財務諸表の注記の様式

財務諸表に対する注記事項は、様式 3 に準じ記載するものとする。

第 5 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、様式 4 に準じ作成するものとする。なお、財産目録は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体について作成するものとする。

公益法人会計基準注解

(注1) キャッシュ・フロー計算書の作成について

- 1 大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に加えて、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 2 キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。
- 3 キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。
- 4 事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。
- 5 キャッシュ・フロー計算書には、資金の範囲及び重要な非資金取引について注記するものとする。
- 6 キャッシュ・フロー計算書は、様式6-1又は様式6-2に準じ作成するものとする。なお、キャッシュ・フロー計算書は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体に係るキャッシュ・フローの状況を表示するものとする。

(注2) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) 所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果

会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

(注3) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注4) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注5) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注6) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合には、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について
指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注10) 特別会計を設けている場合の総括表における内部取引高等の相殺消去について
当該公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとする。また、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとする。

(注11) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(注12) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注14) 関連当事者との取引の内容について

- 1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当該公益法人を支配する法人
 - (2) 当該公益法人によって支配される法人
 - (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
 - (4) 当該公益法人の役員及びその近親者
- 2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。
 - (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。
 - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

別表

財務諸表の科目

ここに示した科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

1 貸借対照表に係る科目及び取扱要領 (資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金等
	受取手形	
	未収会費	
	未収金	
	前払金	
	有価証券	
固定資産	貯蔵品	売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等(ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く)
	基本財産	
	土地	
特定資産	投資有価証券	寄附行為又は定款において基本財産と定められた資産
	退職給付引当資産	満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券(貸付信託受益証券等を含む)で基本財産と定めたもの
その他固定資産	減価償却引当資産	退職給付を支払うための特定預金等
	積立資産	固定資産の減価償却相当額を特定預金とした場合の預金等
	建物	建設中又は制作中の有形固定資産(工事前払金、手付金等を含む)
	構築物	
	車両運搬具	
	什器備品	
	土地	
	建設仮勘定	
	借地権	
	電話加入権	
敷金		
保証金		

	投資有価証券 子会社株式 関連会社株式	
--	---------------------------	--

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	支払手形	事業費等の未払額 受取会費等の前受額 源泉所得税、社会保険料等の預り金 返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金（返済期限が1年以内となった長期借入金を含む）
	未払金	
	前受金	
	預り金	
	短期借入金	
固定負債	長期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年超の借入金 退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの
	退職給付引当金	
	受入保証金	

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
指定正味財産		寄付者等（会員等を含む）によりその用途に制約が課されている資産の受入額
一般正味財産	国庫補助金	指定正味財産合計のうち基本財産への充当額 指定正味財産合計のうち特定資産への充当額 正味財産から指定正味財産を控除した額 一般正味財産合計のうち基本財産への充当額 一般正味財産合計のうち特定資産への充当額
	地方公共団体補助金	
	民間補助金	
	寄付金 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	
	一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	

2 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領

(一般正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
経常収益		基本財産の運用益
基本財産運用益		

特定資産運用益	基本財産受取利息 基本財産受取配当金 基本財産受取賃貸料	
受取入会金	特定資産受取利息 特定資産受取配当金	
受取会費	受取入会金	
事業収益	正会員受取会費 特別会員受取会費 賛助会員受取会費	
受取補助金等	事業収益	事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るもの 指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
受取負担金	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受託収益 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
受取寄付金	受取負担金 受取寄付金 募金収益	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
雑収益	受取利息 有価証券運用益 雑収益	
他会計からの繰入額	会計からの繰入額	毎年度経常的に他会計から繰り入れられる金銭等
経常費用 事業費	給料手当 臨時雇賃金 退職給付費用	事業の目的のために直接要する費用で管理費以外のもの 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する

	福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払助成金 支払寄付金 委託費 雑費	
管理費	役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払寄付金 支払利息 有価証券運用損	各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用

他会計への繰出額	雑費	毎年度経常的に他会計へ繰り出される金銭等
経常外収益	会計への繰出額	
基本財産評価益	基本財産評価益	一般正味財産を充当した基本財産の評価益
固定資産売却益	建物売却益 車両運搬具売却益 什器備品売却益 土地売却益 借地権売却益 電話加入権売却益	固定資産の売却による売却差益
固定資産受贈益	土地受贈益 投資有価証券受贈益	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む
経常外費用		
基本財産評価損	基本財産評価損	一般正味財産を充当した基本財産の評価損
固定資産売却損	建物売却損 車両運搬具売却損 什器備品売却損 土地売却損 借地権売却損 電話加入権売却損	固定資産の売却による売却差損
災害損失	災害損失	

(指定正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	使途が制約されている補助金等の受入額
受取負担金	受取負担金	
受取寄付金		

固定資産受贈益	受取寄付金	
	土地受贈益	
基本財産評価益	投資有価証券受贈益	指定正味財産を充当した基本財産の評価益
	基本財産評価益	
特定資産評価益	特定資産評価益	指定正味財産を充当した特定資産の評価益
	特定資産評価益	
基本財産評価損	基本財産評価損	指定正味財産を充当した基本財産の評価損
	基本財産評価損	
特定資産評価損	特定資産評価損	指定正味財産を充当した特定資産の評価損
	特定資産評価損	
一般正味財産への振替額	一般正味財産への振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額

3 - 1 キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領(事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合)
(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入	基本財産運用収入	
入会金収入	入会金収入	
会費収入	会費収入	
事業収入	事業収入	
補助金等収入	補助金収入	
負担金収入	負担金収入	
事業活動支出		
事業費支出	事業費支出	
管理費支出	管理費支出	

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
固定資産売却収入	固定資産売却収入	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
投資活動支出		
固定資産取得支出	固定資産取得支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	借入金収入	
財務活動支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	

3 - 2 キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領(事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合)

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
当期一般正味財産増減額	当期一般正味財産増減額	
キャッシュ・フローへの調整額		
減価償却費	減価償却費	
基本財産の増減額	基本財産の増減額	償却原価法による利息計上額で基本財産に加算されたものを含む
退職給付引当金		

の増減額	退職給付引当金の増減額	
未収金の増減額	未収金の増減額	
貯蔵品の増減額	貯蔵品の増減額	
未払金の増減額	未払金の増減額	
指定正味財産からの振替額	指定正味財産からの振替額	
指定正味財産増加 収入		
補助金等収入	国庫補助金収入	

(投資活動によるキャッシュ・フロー) 3 - 1と同じ。

(財務活動によるキャッシュ・フロー) 3 - 1と同じ。

様式 1

貸借対照表

平成 年 月 日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
流動資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
基本財産合計	× × ×	× × ×	× × ×
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	× × ×	× × ×	× × ×
減価償却引当資産	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
特定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
(3) その他固定資産			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
その他固定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
固定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
流動負債合計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 固定負債			
退職給付引当金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
固定負債合計	× × ×	× × ×	× × ×
負債合計	× × ×	× × ×	× × ×
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産合計	× × ×	× × ×	× × ×
(うち基本財産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
(うち特定資産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
(うち特定資産への充当額)	(× × ×)	(× × ×)	(× × ×)
正味財産合計	× × ×	× × ×	× × ×
負債及び正味財産合計	× × ×	× × ×	× × ×

様式 2

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
受取入会金	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
受取会費	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
事業収益	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
受取補助金等	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
経常収益計	× × ×	× × ×	× × ×
(2) 経常費用			
事業費	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
管理費	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
経常費用計	× × ×	× × ×	× × ×
当期経常増減額	× × ×	× × ×	× × ×
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
経常外収益計	× × ×	× × ×	× × ×
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
経常外費用計	× × ×	× × ×	× × ×
当期経常外増減額	× × ×	× × ×	× × ×
当期一般正味財産増減額	× × ×	× × ×	× × ×
一般正味財産期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
一般正味財産期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産増減の部			
受取補助金等	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
当期指定正味財産増減額	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
正味財産期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

様式 3

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

(3) 固定資産の減価償却の方法

.....

(4) 引当金の計上基準

.....

(5) リース取引の処理方法

.....

(6) 消費税等の会計処理

.....

(7)

2. 会計方針の変更

.....

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土 地	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
小 計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
特定資産				
退職給付引当資産	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
小 計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土地	×××	(×××)	(×××)	-
.....	×××	(×××)	(×××)	-
小 計	×××	(×××)	(×××)	-
特定資産				
退職給付引当資産	×××	-	(×××)	(×××)
減価償却引当資産	×××	(×××)	(×××)	-
.....	×××	(×××)	(×××)	(×××)
小 計	×××	(×××)	(×××)	(×××)
合 計	×××	(×××)	(×××)	(×××)

5. 担保に供している資産

.....(資産)×××円(帳簿価額)は、長期借入金×××円の担保に供している。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高(貸倒引当金を直接控除した残高のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××

8. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

に対する保証債務は、×××円である。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債	× × ×	× × ×	× × ×
株式会社債	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×	× × ×

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						指定正味財産 流動負債
補助金		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
助成金						
助成金		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
.....		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	
合 計		× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	× × ×
.....	× × ×
経常外収益への振替額	
目的達成による指定解除額	× × ×
.....	× × ×
合 計	× × ×

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

13. 重要な後発事象

.....

14. その他

.....

様式 4

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	× × ×		
普通預金 銀行 支店	× × ×		
未収会費 × × 年度会費 × × 名分	× × ×		
.....	× × ×		
流動資産合計		× × ×	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地 平米	× × ×		
投資有価証券 第 回利付国債	× × ×		
.....	× × ×		
基本財産合計	× × ×		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産 定期預金	× × ×		
銀行 支店	× × ×		
.....	× × ×		
特定資産合計	× × ×		
(3) その他固定資産			
.....	× × ×		
.....	× × ×		
その他固定資産合計	× × ×		
固定資産合計		× × ×	
資産合計			× × ×
負債の部			
1. 流動負債			
未払金 に対する未払額	× × ×		
.....	× × ×		
流動負債合計		× × ×	
2. 固定負債			
退職給付引当金	× × ×		
.....	× × ×		
固定負債合計		× × ×	
負債合計			× × ×
正味財産			× × ×

様式 5 - 1

貸借対照表総括表

平成 年 月 日現在

科 目	一般会計	特別会計	特別会計	内部取引消去	合 計
資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

様式 5 - 2

正味財産増減計算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	特別会計	特別会計	内部取引消去	合 計
一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
中科目別記載					
経常収益計					
(2) 経常費用					
中科目別記載					
経常費用計					
当期経常増減額					
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
中科目別記載					
経常外収益計					
(2) 経常外費用					
中科目別記載					
経常外費用計					
当期経常外増減額					
当期一般正味財産増減額					
一般正味財産期首残高					
一般正味財産期末残高					
指定正味財産増減の部					
中科目別記載					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高					
指定正味財産期末残高					
正味財産期末残高					

様式6-1 (事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
入会金収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
会費収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
事業収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
補助金等収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
事業活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 事業活動支出			
事業費支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
管理費支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
事業活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
事業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 財務活動支出			
借入金返済支出	× × ×	× × ×	× × ×
.....			
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

2 重要な非資金取引 現物により寄付を受けた固定資産が×××円ある。

様式6 - 2 (事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	× × ×	× × ×	× × ×
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	× × ×	× × ×	× × ×
基本財産の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
退職給付引当金の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
未収金の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
貯蔵品の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
未払金の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産からの振替額	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
小 計	× × ×	× × ×	× × ×
3. 指定正味財産増加収入			
補助金等収入			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
指定正味財産増加収入計	× × ×	× × ×	× × ×
事業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の増減額	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。
 2 重要な非資金取引 現物により寄付を受けた固定資産が × × × 円ある。

公益法人会計基準の運用指針について

平成 17 年 3 月 23 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用に当たって特に必要となる事項について、下記のとおり運用指針を申し合わせる。

記

1. 新会計基準適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

新会計基準適用初年度においては、前事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の記載は不要とする。

2. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する最初の事業年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

なお、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する最初の事業年度の期首において所有する固定資産のうち、取得時から減価償却を実施せず、その後経過年数を考慮しない耐用年数で減価償却を実施しているものがある場合には、当該資産の償却は従前の方法で継続して実施することができるものとする。

4. 新会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて

(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。

ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

5．新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、新会計基準適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「新会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

6．特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高について

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、新会計基準適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。

7．キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人の規模について

キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人は、前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の公益法人とする。

なお、当該事業年度において大規模公益法人としてキャッシュ・フロー計算書を作成した公益法人は、次の事業年度に限り、大規模公益法人に該当しなくてもキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

また、キャッシュ・フロー計算書については新会計基準適用2年度目より作成するものとする。キャッシュ・フロー計算書を作成する初年度においては、前事業年度分の記載は要請しない。

8．退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

9. 関連当事者との取引の内容について

(1) 関連当事者の範囲

当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。

- ア 当該法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
- イ 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- ウ 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

- ）当該他の法人が出資等により議決権を行使することができる形態の場合
- ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること
- イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること
 - a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
 - b. 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限

る。)の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

)当該他の法人が出資等により議決権を行使することができない形態の場合

ア 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
イ 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ウ 他の法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。

当該公益法人の役員及びその近親者

当該公益法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。

ア 役員(準ずる者を含む)及びその近親者(2親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者)

イ 役員(準ずる者を含む)及びその近親者が議決権の過半数を有している法人
なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該公益法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に公益法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準ずる者として対象とすることとする。

ただし、公益法人の役員(準ずる者を含む)のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。

(2)重要性の基準

支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

役員及びその近親者との取引

役員及びその近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

10．指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

寄付者等から財団法人の基本財産として保有することを指定された土地

寄付者等から奨学金給付事業のための基金として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

11．補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の（注11）における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

12．資産の時価が著しく下落した場合について

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

公益法人会計における内部管理事項について

平成 17 年 3 月 23 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項について、下記のとおり統一的な取扱いを申し合わせる。

記

1 会計処理規程について

公益法人は、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、科目間の流用及び予備費の使用等の予算に関する事項等、会計処理のために必要な事項について会計処理規程を作成するものとする。

当該会計処理規程で定める予算に関する事項は、次のようなものが含まれるものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

2 会計帳簿について

(1) 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳

(2) 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- イ 現金出納帳
- ロ 預金出納帳
- ハ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ニ 固定資産台帳
- ホ 基本財産台帳

- へ 特定資産台帳
- ト 会費台帳
- チ 指定正味財産台帳

(3) 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

3 収支予算書について

収支予算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支予算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支予算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (4) 収支予算書は、様式 1 に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式 4 - 1 に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (5) 収支予算書には、次の事項を注記するものとする。
 - イ 借入金限度額
 - ロ 債務負担額

4 収支計算書について

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。
- (4) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (5) 収支計算書は、様式 2 に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式 4 - 2 に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において

相殺消去するものとする。

(6) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。

イ 資金の範囲

ロ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額

ハ 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

ニ 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由

ホ 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額

ヘ その他公益法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

5 書類の保存について

公益法人の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。ただし、大規模公益法人においては、キャッシュ・フロー計算書も含む。）会計帳簿、収支予算書及び収支計算書は、最低10年間保存しなければならない。

別表

収支予算書及び収支計算書の科目

ここに示した科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

収支予算書及び収支計算書に係る科目及び取扱要領
(事業活動収支の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入	基本財産利息収入 基本財産配当金収入 基本財産賃貸料収入	基本財産の運用による収入
特定資産運用収入	特定資産利息収入 特定資産配当金収入	特定資産の運用による収入
入会金収入	入会金収入	
会費収入	正会員会費収入 特別会員会費収入 賛助会員会費収入	
事業収入	事業収入	
補助金等収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入 民間補助金収入 受託収入 国庫助成金収入 地方公共団体助成金収入 民間助成金収入	
負担金収入	負担金収入	
寄付金収入	寄付金収入 募金収入	

雑収入	受取利息収入 有価証券運用収入 雑収入	
他会計からの繰入金収入	会計からの繰入金収入	(注2)
事業活動支出 事業費支出	給料手当支出 臨時雇賃金支出 退職給付支出 福利厚生費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 賃借料支出 保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出 負担金支出 前払金支出 寄付金支出 委託費支出 雑支出	事業の目的のために直接要した支出で管理費支出以外のもの
管理費支出	役員報酬支出 給料手当支出 退職給付支出 福利厚生費支出 会議費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出	各種の業務を管理するため、毎年度経常的に要する支出

他会計への繰入金支出	光熱水料費支出 賃借料支出 火災保険料支出 諸謝金支出 租税公課支出 負担金支出 寄付金支出 支払利息支出 雑支出	(注2)
	会計への繰入金支出	

(投資活動収支の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
基本財産取崩収入	土地売却収入 投資有価証券売却収入	
特定資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 減価償却引当資産取崩収入	
固定資産売却収入	土地売却収入 建物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入	固定資産の売却による収入
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	
敷金・保証金戻り収入	敷金戻り収入 保証金戻り収入	
投資活動支出		
基本財産取得支出	土地取得支出 投資有価証券取得支出	

特定資産取得支出	退職給付引当資産取得支出 減価償却引当資産取得支出	
固定資産取得支出	土地購入支出 建物建設（購入）支出 構築物建設支出 車両運搬具購入支出 什器備品購入支出 建設仮勘定支出 借地権購入支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	
敷金・保証金支出	敷金支出 保証金支出	

（財務活動収支の部）

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入 借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入	
財務活動支出 借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出	

（その他）

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
予備費支出	予備費支出	収支予算書上の科目
当期収支差額	当期収支差額	
前期繰越収支差額	前期繰越収支差額	
	前期繰越収支差額	

次期繰越収支差額	次期繰越収支差額	資金の範囲は原則として現金預金及び短期債権債務とする。
----------	----------	-----------------------------

(注1) 収支予算書に係る注記事項

- 1 借入金限度額 ……当該年度中において許容される短期借入の最高限度額をいう。
- 2 債務負担額 ……次年度以降の各年度において許容される債務負担の最高限度額及びその累計額をいう。

(注2) 他会計からの繰入金収入及び他会計への繰入金支出の区分について

他会計からの繰入金収入及び他会計への繰入金支出については、事業活動収支の部に限らず、性質に応じ適切に区分するものとする。

様式 1

収 支 予 算 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
入会金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
会費収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
補助金等収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 事業活動支出				
事業費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
管理費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
事業活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
固定資産売却収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
借入金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
予備費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
当期収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
前期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
次期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	

(注) 1 借入金限度額 × × × 円

2 債務負担額 × × × 円 (年度 円、 年度 円.....)

様式 2

収 支 計 算 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
入会金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
会費収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
補助金等収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 事業活動支出				
事業費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
管理費支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
事業活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
事業活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
固定資産売却収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
投資活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
投資活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
借入金収入	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動収入計	× × ×	× × ×	× × ×	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	× × ×	× × ×	× × ×	
.....				
財務活動支出計	× × ×	× × ×	× × ×	
財務活動収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
予備費支出	× × ×		× × ×	(注)
.....				
当期収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
前期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	
次期繰越収支差額	× × ×	× × ×	× × ×	

(注) 予備費 × × × は 支出に充当使用した額である。

様式 3

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、……及び……を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記 2 に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	× × ×	× × ×
未 収 金	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×
未 払 金	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
合 計	× × ×	× × ×
次期繰越収支差額	× × ×	× × ×

様式 4 - 1

収支予算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	特別会計	特別会計	内部取引消去	合 計
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
中科目別記載					
事業活動収入計					
2. 事業活動支出					
中科目別記載					
事業活動支出計					
事業活動収支差額					
投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
中科目別記載					
投資活動収入計					
2. 投資活動支出					
中科目別記載					
投資活動支出計					
投資活動収支差額					
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
中科目別記載					
財務活動収入計					
2. 財務活動支出					
中科目別記載					
財務活動支出計					
財務活動収支差額					
予備費支出					
当期収支差額					
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

(記載上の注意) 当該事業年度の予算額のみを計上する。

様式4 - 2

収支計算書総括表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	一般会計	特別会計	特別会計	内部取引消去	合 計
事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
中科目別記載					
事業活動収入計					
2. 事業活動支出					
中科目別記載					
事業活動支出計					
事業活動収支差額					
投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
中科目別記載					
投資活動収入計					
2. 投資活動支出					
中科目別記載					
投資活動支出計					
投資活動収支差額					
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
中科目別記載					
財務活動収入計					
2. 財務活動支出					
中科目別記載					
財務活動支出計					
財務活動収支差額					
当期収支差額					
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。

公益法人・公益信託一覧表

平成18年7月31日現在

知事部局所管公益法人一覧表

所管部 政策部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(財) 三重県市町村職員互助会	津市桜橋二丁目96番地 059-225-2138	S52. 4. 1	理事長 服部 忠行	政策総務室
(財) 三重県市町村振興協会	津市桜橋二丁目96番地 059-225-2138	S54. 4. 1	理事長 服部 忠行	政策総務室
(財) 尾鷲市開発公社	尾鷲市中央町10番43号 0597-23-8142	S37. 1. 1	理事長 伊藤允久	政策総務室
(財) 桑名市開発公社	桑名市中央町2-37 0594-24-1129	S38. 1. 1	理事長 水谷 元	政策総務室
(財) 鳥羽市開発公社	鳥羽市浦村町字春尻826番地 0599-32-2015	S40. 8. 31	理事長 木田久主一	政策総務室
(財) 海山町開発公社	北牟婁郡紀北町大字相賀495-8 0597-32-1111	S45. 5. 12	理事長 奥山始郎	政策総務室
(財) 菟野町開発公社	菟野町大字潤田1250 0593-91-1110	S48. 3. 20	理事長 服部 忠行	政策総務室
(財) 鈴鹿市事業管理公社	鈴鹿市桜島町七丁目1番地の1 0593-84-0050	S58. 4. 1	理事長 齋藤 務	政策総務室
(社) 三重県情報通信基盤整備協会	津市波見町字小谷693-1 059-226-1133	H3. 9. 24	理事長 城田 隆	情報政策室
(社) 三重県不動産鑑定士協会	津市万町津203 059-229-3671	H9. 6. 2	会長 西村 昭彦	土地・資源室
(財) ベルファーム	松阪市伊勢寺町551番地3 0598-63-0050	H16. 2. 24	理事長 奥田 修	政策総務室

所管部 総務部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(財) 三重県職員互助会	津市広明町13番地 059-224-2803	S47. 6. 30	理事長 土橋 伸好	給与福利室
(財) 三重県友の会	津市広明町13番地 059-224-3937	H7. 4. 3	理事長 中林 博	給与福利室
(財) 三重県自由民主会館	津市桜橋2丁目118 059-225-7251	S56. 5. 1	理事長 田村 憲久	法務・文書室
(社) 神宮環境振興会	四日市市西町7番7号北島ビル 0593-50-3917	S61. 1. 27	会長 田中 勲	法務・文書室

所管部 防災危機管理部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 三重県エルピーガス協会	津市柳山津興369番地2 059-227-6238	S35. 10. 12	会長 石井 博之	消防・保安室
(財) 三重県消防設備保守協会	津市桜橋3-446-34 059-226-8726	S56. 1. 16	理事長 矢野 正剛	消防・保安室
(社) 三重県危険物安全協会	津市桜橋3-446-34 059-226-8378	H2. 7. 1	会長 栗田 伸太郎	消防・保安室

所管部 生活部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(財) 反差別・人権研究所みえ	津市一身田大古曾693-1	H17. 3. 18	理事長 常磐井 鸞猷	人権・同和室
(財) 三重県労働福祉協会	津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 059-225-2800	S48. 5. 14	理事長 田中 和道	勤労・雇用 支援室
(社) 伊勢志摩労働者福祉協議会	伊勢市吹上1丁目11-31 0596-24-8117	S55. 11. 7	理事長 中村 勉	勤労・雇用 支援室
(財) 松阪市中小企業勤労者福祉 サービスセンター	松阪市上川町212番地の1 0598-29-6510	H3. 11. 1	理事長 下村 猛	勤労・雇用 支援室
(社) 中勢地域中小企業勤労者福祉 サービスセンター	津市島崎町146番地6 059-222-1500	H14. 4. 1	理事長 近藤 康雄	勤労・雇用 支援室
(財) 三重県勤労者ゆとり創造基金協会	津市栄町1丁目891 059-229-8020	H4. 5. 11	理事長 小野 敬	勤労・雇用 支援室
(財) 三重県地方自治労働文化センター	津市栄町2丁目361 059-227-3295	H9. 12. 22	理事長 平松 一美	勤労・雇用 支援室
(社) 伊勢・鳥羽・度会地域中小企業 勤労者福祉サービスセンター	伊勢市八日市場町13-13 0596-20-1177	H10. 11. 30	理事長 加藤 光徳	勤労・雇用 支援室
(社) 四日市市シルバー人材センター	四日市市十七軒町9-10 0593-54-3670	S55. 11. 11	理事長 小畑 廣次	勤労・雇用 支援室
(社) 鈴鹿市シルバー人材センター	鈴鹿市神戸8丁目9-22 0593-82-6092	S58. 7. 29	理事長 高野 利光	勤労・雇用 支援室
(社) 津市シルバー人材センター	津市三重町津興433-125 059-224-4123	S59. 12. 15	理事長 杉本 象次郎	勤労・雇用 支援室
(社) 名張市シルバー人材センター	名張市丸之内79 0595-63-6800	S63. 10. 11	理事長 中山 三郎	勤労・雇用 支援室
(社) 松阪市シルバー人材センター	松阪市魚町1658-3 0598-26-0523	S63. 11. 18	理事長 藤田 昌三	勤労・雇用 支援室
(社) 伊勢市シルバー人材センター	伊勢市勢田町628-3 0596-23-6915	H1. 4. 1	理事長 森 幸生	勤労・雇用 支援室

所管部 生活部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 桑名市シルバー人材センター	桑名市吉之丸11番地 0594-22-0468	H1. 11. 8	理事長 伊藤 正巳	勤労・雇用 支援室
(社) 上野市シルバー人材センター	上野市丸之内116 0595-24-5800	H3. 6. 18	理事長 岡山 踵	勤労・雇用 支援室
(社) 亀山市シルバー人材センター	亀山市若山町7-1 0595-82-8512	H8. 6. 12	理事長 前田 天輔	勤労・雇用 支援室
(社) 三重県シルバー人材センター 連合会	津市島崎町3番地1 059-221-6161	H9. 4. 17	会長 小畑 廣次	勤労・雇用 支援室
(社) 東員町シルバー人材センター	員弁郡東員町大字山田1600番地 0594-76-2235	H9. 6. 5	理事長 高田 貞夫	勤労・雇用 支援室
(社) 阿児町シルバー人材センター	志摩町阿児町鶴方2014-5 0599-44-5288	H11. 4. 1	理事長 出口 武生	勤労・雇用 支援室
(社) 鳥羽市シルバー人材センター	鳥羽市大明東町2-5 0599-25-7341	H14. 4. 9	理事長 西村 文彦	勤労・雇用 支援室
(社) いなべ市シルバー人材センター	いなべ市大安町平塚535 0594-88-1500	H15. 12. 1	理事長 片岡 一起	勤労・雇用 支援室
(社) 三重県技能士会	津市栄町1丁目954 059-222-3145	H1. 3. 31	会長 村田 義行	勤労・雇用 支援室
(財) 四日市港湾福利厚生協会	四日市市千歳町6番地 0593-53-5226	S18. 12. 15	理事長 鍋田 雅久	勤労・雇用 支援室
(社) 三重県ダンブカー協会	津市桜橋2-177-2 059-224-0715	S53. 6. 28	会長 宮本 武蔵	交通安全室
(財) 伊勢文化会議所	伊勢市宇治浦田2丁目5番3号 0596-24-8707	S59. 11. 24	理事長 浜田 益嗣	文化振興室
(財) 三銀ふるさと文化財団	松阪市京町510番地 0598-23-1111	H2. 1. 26	理事長 谷川 憲三	文化振興室
(財) 四日市市文化振興財団	四日市市安島町2丁目5番3号 0593-54-4501	S57. 1. 19	理事長 山本 雅昭	文化振興室
(財) 波瀬文化会館	一志郡一志町波瀬2231番地の2 059-294-7004	S36. 12. 27	理事長 西谷 祇賢	文化振興室
(財) 白鷺青年文化協会	上野市車坂町578番地の2 0595-21-4981	S40. 5. 26	会長 片岡 又一郎	文化振興室
(財) 尾鷲文化振興会	尾鷲市瀬木山町7番1号 0597-23-3000	H3. 10. 28	理事長 伊藤 允久	文化振興室
(財) 鈴鹿市文化振興事業団	鈴鹿市飯野寺家町810番地 0593-84-7000	H9. 4. 1	理事長 加藤 栄	文化振興室

所管部 生活部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 東員町文化協会	員弁郡東員町山田1700番地 0594-76-8899	H14. 7. 15	会長 三浦 信一	文化振興室
(財) 三重県文化振興事業団	津市一身田上津部田1234 059-233-1103	H4. 3. 25	理事長 武村 泰男	文化振興室
(社) 三重県専修学校協会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-229-4070	S39. 12. 10	会長 伊藤 明	青少年・私学室
(財) 三重県私立学校教職員 退職基金財団	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-225-5171	S43. 5. 17	理事長 宗村 南男	青少年・私学室
(社) 三重県私学振興会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内	S44. 9. 17	理事長 田中 和麿	青少年・私学室
(社) 三重県各種学校総連合会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-227-2304	S46. 4. 21	会長 田浦 正算	青少年・私学室
(社) 三重県私立幼稚園協会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-227-3004	S51. 9. 14	会長 大川 吉崇	青少年・私学室
(財) 三愛教育振興会	名賀郡青山町別府690 0595-52-0327	H2. 3. 22	理事長 小山 洋	青少年・私学室
(財) 三重県国際交流財団	津市羽所町700アスト津3F 059-223-5006	H3. 5. 15	理事長 豊田 長康	国際室
(財) 四日市国際交流協会	四日市市諏訪町1番5号 0593-53-9955	H3. 6. 18	理事長 井上 哲夫	国際室
(財) 鈴鹿国際交流協会	鈴鹿市神戸1丁目1-1 0593-83-0724	H5. 6. 1	理事長 川岸 光男	国際室

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 津地区医師会	津市島崎町97-1 059-227-1775	S22. 11. 13	会長 吉田 壽	医療政策室
(社) 久居一志地区医師会	久居市本町1400-2 059-255-3155	S22. 11. 13	会長 小淵 欽哉	医療政策室
(社) 松阪地区医師会	松阪市白粉町363 0598-21-0327	S22. 11. 13	会長 岩佐 敏秋	医療政策室
(社) 三重県歯科医師会	津市桜橋二丁目120-2 059-227-6488	S22. 11. 14	会長 峰 正博	医療政策室
(社) 志摩医師会	志摩郡阿児町鶴方2548-2 0599-44-0176	S22. 11. 14	会長 中村 康一	医療政策室
(社) 亀山医師会	亀山市本町二丁目6-19 0595-82-9509	S22. 11. 18	会長 谷口 洋三	医療政策室
(社) 三重県医師会	津市桜橋二丁目191-4 059-228-3822	S22. 11. 23	会長 山本 器	医療政策室
(社) 桑名医師会	桑名市大字本願寺字市之縄262-1 0594-22-8173	S22. 11. 23	会長 新山 宏二	医療政策室
(社) 四日市医師会	四日市市西新地14-20 0593-52-9117	S22. 11. 23	会長 鳥井 孝雄	医療政策室
(社) 員弁郡医師会	いなべ市北勢町阿下喜2062-1 0594-72-2013	S22. 11. 27	会長 齋藤 紀雄	医療政策室
(社) 伊勢市医師会	伊勢市勢田町628-10 0596-28-2476	S22. 12. 3	会長 由井 誠一郎	医療政策室
(社) 紀北医師会	尾鷲市上野町5-25 0597-22-2857	S22. 12. 3	会長 加藤 憲司	医療政策室
(社) 紀南医師会	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750 05979-3-1211	S22. 12. 3	会長 山本 訓生	医療政策室
(社) 阿山医師会	上野市四十九町1929-42 0595-23-5550	S22. 12. 8	会長 大西 哲	医療政策室
(社) 度会郡医師会	度会郡御薮村大字高向810 0596-28-0947	S22. 11. 21	会長 国吉 幹夫	医療政策室
(社) 名賀医師会	名張市朝日町1361-4 0595-64-2321	S22. 12. 25	会長 釜本 善之	医療政策室
(社) 鈴鹿市医師会	鈴鹿市西条五丁目118-4 0593-82-3061	S22. 12. 27	会長 坂本 哲夫	医療政策室
(社) 三重県薬剤師会	津市島崎町312-1 059-228-5995	S24. 11. 15	会長 上村 武	薬務食品室
(社) 三重県鍼灸マッサージ師会	鈴鹿市岡田三丁目1-5ロイヤルハイヴ202 0593-78-8902	S29. 8. 10	会長 佐藤 章男	医療政策室

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 四日市歯科医師会	四日市市本町9-12 0593-54-8512	S37. 6. 25	会長 菊池 元彦	医療政策室
(社) 三重県食品衛生協会	津市桜橋二丁目134 059-223-6765	S39. 7. 22	会長 蒔田 誠昭	薬務食品室
(社) 三重県調理師連合会	津市桜橋二丁目134 059-223-6761	S39. 12. 10	会長 山路 啓雄	薬務食品室
(社) 三重県柔道整復師会	津市乙部2086 059-222-3832	S43. 10. 11	会長 伊藤 和夫	医療政策室
(社) 四日市理容師会	四日市市中町2-6 0593-97-2282	S46. 8. 31	会長 坂倉 実	薬務食品室
(社) 三重県病院協会	津市羽所町514 059-223-2744	S47. 10. 25	理事長 前田 太郎	医療政策室
(社) 三重断酒新生会	津市大字藤方字上り坂218 059-225-6429	S49. 12. 24	会長 加藤 功	障害福祉室
(社) 三重県看護協会	津市観音寺町字東浦457-3 059-225-1010	S52. 2. 19	会長 山口 直美	医療政策室
(社) 伊勢地区医師会	伊勢市八日市場町13-1 0596-24-1904	S54. 9. 13	会長 藤田 導	医療政策室
(社) 三重県放射線技師会	津市栄町三丁目269 059-225-1491	S55. 5. 6	会長 西村 広一	医療政策室
(社) 三重県鍼灸師会	津市栄町二丁目325 059-227-3345	S56. 4. 4	会長 仲野 弥和	医療政策室
(社) 三重県薬種商協会	津市島崎町312-1 059-224-1180	S56. 5. 14	会長 友田 康夫	薬務食品室
(社) 三重県歯科技工士会	津市広明町345 059-226-3273	S58. 2. 17	会長 小西 啓造	医療政策室
(社) 三重県栄養士会	津市柳山津興655-12 059-224-4519	S59. 4. 7	会長 長谷 圓吉	健康づくり室
(社) 三重県臨床検査技師会	津市江戸橋一丁目112-1 共和マンション1階109号 059-231-1818	S60. 3. 25	会長 中垣 茂男	医療政策室
(社) 津・安芸歯科医師会	津市栄町二丁目365 059-225-1304	H3. 2. 1	会長 橋本 敏	医療政策室
(社) 鈴鹿歯科医師会	鈴鹿市西条五丁目118-5 0593-82-9431	H3. 12. 6	会長 山口 俊彦	医療政策室
(社) 四日市薬剤師会	四日市市蔵町1-14 0593-54-8440	H5. 6. 18	会長 小川 哲男	薬務食品室
(社) 松阪地区歯科医師会	松阪市春日町一丁目8 0598-26-4803	H7. 3. 1	会長 吉田 昌夫	医療政策室

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 松阪地区薬剤師会	松阪市殿町1580-1 0598-22-2356	H7. 4. 3	会長 長島 喜久雄	薬務食品室
(社) 鈴鹿地区薬剤師会	鈴鹿市安塚町字西山638-21 0593-81-2233	H11. 4. 2	会長 吉田 真澄	薬務食品室
(社) 伊賀薬剤師会	上野市四十九町字風呂谷831-4 0595-26-7270	H15. 10. 1	会長 中山 英起	薬務食品室
(社) 三重県善意銀行	津市桜橋二丁目131 059-227-5145	S40. 12. 16	会長 森 伸生	地域福祉室
(社) 三重県身体障害者福祉連合会	津市一身田大古曾670-2 059-232-6803	S54. 9. 10	会長 山本 征雄	障害福祉室
(社) 三重県聴覚障害者協会	津市桜橋二丁目131 059-229-8540	H3. 4. 1	会長 大屋 隆	障害福祉室
(社) 津薬剤師会	津市東丸之内18-16	H17. 4. 1	会長 長谷部春彦	薬務食品室
(財) 伊勢市霊園公社	伊勢市岩渕一丁目7-29 0596-23-1111	S48. 11. 2	理事長 加藤 光徳	薬務食品室
(財) 三翠会	津市江戸橋二丁目174 059-232-0510	S50. 11. 12	理事長 村田 睦男	医療政策室
(財) 三重県小動物施設管理公社	久居市森町字中大谷2438-2 059-256-4168	S51. 10. 1	理事長 本多 隆志	薬務食品室
(財) 三重県角膜・腎臓バンク協会	津市広明町13 059-224-2333	S53. 5. 11	理事長 山本 器	医療政策室
(財) 峯ヶ城精神文化育楽会	亀山市川崎町2870 05958-5-0252	S53. 8. 12	会長 近藤 克家	薬務食品室
(財) 食品分析開発センターSUNATEC	四日市市赤堀二丁目3-29 0593-54-1552	S54. 8. 21	理事長 前野 勝佑	薬務食品室
(財) 三重県生活衛生営業指導センター	津市広明町345-5 059-225-4181	S56. 8. 24	理事長 小林 賢司	薬務食品室
(財) 三重県救急医療情報センター	津市桜橋二丁目191 059-227-3799	S57. 10. 1	理事長 山本 器	医療政策室
(財) 三重県医療科学振興会	鈴鹿市岸岡町1001-8 0593-82-9775	S58. 11. 1	理事長 中村 實	医療政策室
(財) 公人の丘墓地	阿山郡伊賀町大字川東555 0595-45-5550	H3. 12. 13	理事長 北大路 順信	薬務食品室
(財) 三重医学研究振興会	津市栗真中山町下沢79-5 059-232-3001	H5. 11. 10	理事長 吉田 壽	医療政策室
(財) 三重県健康管理事業センター	津市観音寺町字東浦446-60 059-228-4502	H9. 4. 1	理事長 山本 器	健康づくり室
(財) 三重県母子寡婦福祉連合会	津市桜橋二丁目131 059-228-6298	S36. 7. 25	会長 山口 ふさ	こども家庭室
(財) 三重県傷痍軍人会	津市桜橋二丁目134 059-228-9337	S37. 3. 14	会長 鈴木 義雄	生活保障室

所管部 健康福祉部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(財) 三重県社会福祉事業職員共済会	津市桜橋二丁目131 059-226-1130	S40. 3. 9	理事長 高山 宗學	地域福祉室
(財) 三重県婦人同志会	津市桜橋二丁目131 059-228-2017	S41. 8. 22	理事長 浅井 美津子	地域福祉室
(財) 三重県老人クラブ連合会	津市桜橋二丁目131 059-227-1621	S43. 11. 28	会長 黒田 信義	地域福祉室
(財) 三重県知的障害者育成会	津市阿漕町津興205-2 059-225-3930	S47. 5. 27	理事長 高鶴 かほる	地域福祉室
(財) 三重県遺族会	津市広明町367 059-225-2073	S52. 2. 21	会長 斎藤 十朗	生活保障室
(財) 三重ボランティア基金	津市桜橋二丁目131 059-227-9994	S57. 6. 1	理事長 野呂 昭彦	地域福祉室
(財) 岡三加藤文化振興財団	津市中河原454-1 059-223-1513	S63. 4. 4	理事長 加藤 精一	地域福祉室
(財) 三重こどもわかもの育成財団	松阪市立野町1291 0598-23-7735	H元. 2. 1	理事長 竹林 武一	こども家庭室
(財) 吉田福祉基金	多気郡多気町大字三疋田5 05983-8-3122	H7. 6. 8	理事長 吉田 逸郎	長寿社会室
(財) くわしん福祉文化協力基金	桑名市大中央町20 0594-24-2558	H8. 1. 22	理事長 木村 功	地域福祉室
(財) 三重キリスト教青年会	四日市市西新地13-13 0593-53-3741	S58. 4. 1	理事長 塚本 浩巳	長寿社会室

所管部 環境森林部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(財) 三重県環境保全事業団	津市河芸町大字上野3258 059-245-7505	S52. 9. 1	理事長 濱田 直毅	環境森林 総務室 廃棄物対策室
(社) 三重県水道協会	津市桜橋2-134 059-224-6673	S63. 9. 2	会長 服部 忠行	水質改善室
(社) 三重県水質保全協会	津市栄町3-119 059-226-2058	S60. 6. 14	会長 原田 日出夫	水質改善室
(社) 三重県ビルメンテナンス協会	津市丸之内24-16 059-225-6898	S59. 8. 1	会長 赤塚 高之	水質改善室
(社) 三重県産業廃棄物協会	四日市市鶴の森1丁目2-19 マルキビル5F 0593-51-8488	H4. 1. 24	会長 木村 亮一	廃棄物対策室
(財) 三重県廃棄物処理公社	津市大字殿村5津市水道局2F 059-237-4776	S50. 11. 29	理事長 松田 直久	ごみゼロ 推進室
(財) 伊勢志摩国立公園協会	鳥羽市鳥羽1-2383-22 0599-25-2358	S22. 8. 7	会長 木田 久主一	自然環境室
(社) 大杉谷登山センター	多気郡宮川村大杉140-40 05987-8-3338	S57. 12. 1	会長 油家 正	自然環境室
(社) 三重県猟友会	津市桜橋1-104 059-228-0923	S39. 11. 11	会長 仲森 廣光	自然環境室
(社) 三重県緑化推進協会	津市桜橋1-104 059-224-9100	S60. 10. 2	会長 川喜田 久	林業経営室
(社) 三重県森林協会	津市桜橋1-104 059-228-0924	S52. 9. 1	会長 柏木 廣文	森林保全室
(財) 一志町ふれあいの森林狼谷協会	津市一志町田尻595-13 059-293-5000	H1. 1. 20	理事長 寺田 治	林業経営室
(財) 奥伊勢振興公社	度会郡大紀町滝原870-37 TEL05988-6-3229	H5. 3. 25	理事長 柏木 廣文	林業経営室
(財) 尾鷲みどりの協会	尾鷲市大字南浦新田奥大台櫃1831 05972-3-1711	H8. 3. 27	理事長 土井 八郎兵衛	林業経営室
(財) 賀田山林協会	尾鷲市賀田町526-1 05972-7-2650	S40. 5. 11	理事長 榎本 登志彦	林業経営室
(財) ほくせいふれあい財団	いなべ市北勢町大字新町614 0594-72-8300	H15. 2. 19	理事長 日沖 靖	林業経営室

所管部 農水商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 桑名青年会議所	桑名市桑栄町1-1 0594-22-8721	S49.12.6	理事長 松岡 幸二	農水商工 総務室
(社) 四日市青年会議所	四日市市諏訪町3-16 059-351-2544	S51.12.9	理事長 佐野 貴信	農水商工 総務室
(社) 鈴鹿青年会議所	鈴鹿市末広東6-26 059-382-6288	S46.11.30	理事長 松嵐 康博	農水商工 総務室
(社) 亀山青年会議所	亀山市東御幸町39-8 0595-83-0881	S46.11.20	理事長 神野 隆之	農水商工 総務室
(社) 津青年会議所	津市丸之内29-14 059-227-3806	S52.12.2	理事長 柳 一幸	農水商工 総務室
(社) 久居青年会議所	津市久居本町1347-1 059-256-0123	S53.3.8	理事長 久世 健一	農水商工 総務室
(社) 松阪青年会議所	松阪市若葉町161-2 0598-51-8783	S50.10.6	理事長 川村 太一郎	農水商工 総務室
(社) 伊勢青年会議所	伊勢市一之木2-3-11 0596-28-9687	S49.11.7	理事長 倉野 佐知司	農水商工 総務室
(社) 鳥羽青年会議所	鳥羽市大明東町1-7 0599-25-4736	S49.6.18	理事長 和田 邦孝	農水商工 総務室
(社) 上野青年会議所	伊賀市上野丸之内37-2 0595-23-0943	S53.3.7	理事長 奥谷 和久	農水商工 総務室
(社) 名張青年会議所	名張市南町822-2 0595-63-1616	S49.12.3	理事長 蔵東 恒和	農水商工 総務室
(社) 尾鷲青年会議所	尾鷲市朝日町14-45 0597-22-3539	S54.12.22	理事長 前川 和俊	農水商工 総務室
(社) 熊野青年会議所	熊野市木本町171 0597-89-3435	S58.8.26	理事長 倉前 太	農水商工 総務室
(社) 伊勢市観光協会	伊勢市本町14-6 0596-28-3705	H4.4.14	会長 坂田 巧	観光・交流室
(社) 伊賀上野観光協会	伊賀市上野丸之内122-4 0595-26-7788	H13.6.29	会長 廣澤 浩一	観光・交流室
(社) 三重県獣医師会	津市桜橋2丁目134三重県桜橋会館内 059-226-3215	S24.6.23	会長 三野 營治郎	農水産物 安全室
(社) 三重県畜産協会	津市桜橋2丁目134三重県桜橋会館内 059-213-7512	S31.1.30	会長理事 田中 利宣	農畜産室
(社) 三重県配合飼料価格安定基金協会	津市栄町2丁目211鈴木ビル内 059-225-4526	S50.6.6	理事長 野島 照行	農水産物 安全室
(社) 三重県青果物価格安定基金協会	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9124	S46.2.14	会長理事 田中 利宣	農畜産室
(社) 三重県農協会館	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9225	S37.12.28	理事長 田中 利宣	団体支援室

所管部 農水商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 四日市農協会館	四日市市浜田町4-20 059-351-3284	S46. 4. 5	理事長 寺尾 正	団体支援室
(社) 三重県農協信用保証センター	津市広明町122-1 059-229-9055	S50. 6. 23	会長理事 辻村 好正	金融室
(社) 三重県農林漁業団体能力活用協会	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9218	S60. 7. 8	会長 若菜 政次	団体支援室
(社) 三重県植物防疫協会	松阪市嬉野川北町530 0598-42-4349	H6. 8. 23	会長 西場 信行	農水産物 安全室
(社) 大山田農林業公社	伊賀市平田103 0595-47-0151	H7. 2. 28	会長 福岡 達雄	担い手室
(財) 三重県農林水産支援センター	津市久居明神町2501-1 059-259-0850	S36. 5. 18	理事長 野呂 昭彦	担い手室
(財) 東海水産科学協会	鳥羽市浦村町大吉1731-68 0599-32-6006	S28. 4. 2	理事長 水谷 皓一	水産室
(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金 協会	津市広明町323-1三重県水産会館内 059-228-1205	S46. 3. 29	理事長 三谷 勝次	水産室
(財) 三重県漁業操業安全協会	津市広明町323-1三重県水産会館内 059-228-1205	S48. 12. 27	理事長 宮原 九一	水産室
(財) 三重県水産振興事業団	津市広明町323-1三重県水産会館内 059-228-1291	S53. 9. 30	理事長 三谷 勝次	水産室
(財) 紀和町ふるさと公社	熊野市紀和町板屋78 05979-7-1112	H5. 4. 1	理事長 下川 勝三	農山漁村室
(財) 紀和町観光開発公社	熊野市紀和町小川口158 05979-7-1180	S59. 11. 9	理事長 下川 勝三	観光・交流室
(財) 三重県産業支援センター	津市栄町1丁目891三重県合同ビル内 059-228-3321	S42. 8. 31	理事長 野呂 昭彦	産業支援室
(社) 三重県サッシ協会	津市栄町1丁目892番地 059-228-9551	S59. 12. 14	会長 村木 正二	農水商工 総務室
(財) 日本万国博オーストラリア記念館	四日市市大字羽津甲5169 059-332-2357	S46. 3. 17	理事長 宮田 昌一	産業支援室
(財) 伊勢伝統工芸保存協会	伊勢市岩淵1丁目7-17 0596-28-1551	S50. 2. 13	会長 牧戸 福嗣	産業支援室
(財) 三重北勢地域地場産業振興 センター	四日市市安島1丁目3-18 059-353-8100	S60. 10. 28	理事長 早川 勝彦	産業支援室
(財) 霞ヶ浦振興公社	四日市市大字羽津甲5162-1 059-331-5337	H5. 3. 25	理事長 宮田 昌一	農水商工 総務室
(財) 松阪スポーツ振興研修センター	松阪市春日町3-1 0598-26-3000	H3. 7. 22	理事長 下村 猛	農水商工 総務室
(社) 三重県貸金業協会	津市広明町352-4(株) 新六屋一ビル2 059-226-9777	S48. 7. 28	会長 瀬戸 新作	金融室

所管部 農水商工部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 名張市観光協会	名張市平尾3225-10 0595-63-9087	H17. 3. 25	会長 玉置 英治	観光・交流室
(社) 泊溜池保存会	四日市市泊町3-6	S41. 10. 13	理事長 眞田 吉行	農水商工 総務室
(社) 伊勢志摩観光コンベンション機構	伊勢市二見町茶屋420-1	H18. 4. 1	会長 竹内 千尋	観光・交流室

所管部 県土整備部

名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室
(社) 三重県建設業協会	津市桜橋2丁目177-2 059-224-4116	S36. 3. 31	会長 田村 憲司	県土整備総務室
(社) 三重県建築士会	津市桜橋2丁目177-2建設産業会館3階 059-226-0109	S36. 5. 24	会長 奥井 明男	県土整備総務室
(社) 三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町1丁目6-1 059-227-5018	S42. 9. 23	会長 山村 賢司	県土整備総務室
(財) 三重県建設技術センター	津市島崎町56 059-229-5603	S44. 4. 1	理事長 松井 明	県土整備総務室
(社) 三重県測量設計業協会	津市栗真中山町字小八丁子158-1 059-232-1672	S45. 9. 21	会長 勝眞 宏	県土整備総務室
(社) 三重県管工事工業協会	津市高洲町13-34 059-228-6130	S50. 3. 17	理事長 藤原 和夫	県土整備総務室
(社) 三重県造園建設業協会	津市桜橋2丁目177-2建設産業会館3階 059-225-4646	S50. 6. 28	会長 足尾 春生	県土整備総務室
(社) 三重電業協会	四日市市元新町4-7 0593-53-7065	S51. 5. 1	会長 三輪 和豊	県土整備総務室
(社) 三重県建築士事務所協会	津市桜橋1丁目649 農業共済会館1階 059-226-4416	S58. 4. 1	会長 田端 隆	県土整備総務室
(社) 三重県建設塗装業協会	津市上浜町4丁目24 059-225-4505	S60. 10. 22	会長 草川 俊一	県土整備総務室
(財) 三重県下水道公社	三重郡川越町大字亀崎新田80-2 0593-65-3181	S62. 7. 1	理事長 田岡 光生	県土整備総務室
(財) 四日市市都市整備公社	四日市市本町9-8 本町プラザ6階 0593-54-8328	H3. 4. 30	理事長 宮田 昌一	県土整備総務室

教育委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の 所 在 地	設 立 年月日	代表者 職名・氏名
財	靄溪奨学会	鳥羽市 鳥羽1-10-45	昭19. 3. 10	理事長 門野 雄吉
社	赤滝報徳社	大台町 大字清滝164	昭30. 2. 22	理事社長 小掠 昭男
財	アテネ会館	桑名市 大字桑名 字棚田286-1	昭41. 12. 27	理事長 内藤 恵介
社	天ヶ瀬報徳社	大台町 天ヶ瀬132	昭30. 2. 22	理事社長 岡本 惺
財	伊賀文化産業協会	上野市 丸之内106	昭11. 8. 8	会長理事 今岡 睦之
財	伊勢市民俗行事保存会	伊勢市 岩渕1丁目7-17	昭49. 4. 1	理事長 奥野 勇
社	伊勢神宮カケチカラ会	伊勢市 宇治浦田2-2-6	昭26. 6. 30	会長 藤波 俊也
財	伊勢湾海洋スポーツセンター	津市 津興港中道北官370	昭45. 9. 17	理事長 近藤 康雄
財	上野市文化都市協会	上野市 小田町467	平9. 5. 19	理事長 今岡 睦之
社	江馬報徳社	大台町 江馬414-1	昭30. 2. 22	理事社長 鳥本 朔生
財	大井松華会	鈴鹿市 白子本町8-18	昭20. 10. 12	会長 鈴木 治徳
財	岡田文化財団	四日市市 鶴の森1-4-3	昭55. 2. 8	理事長 岡田 卓也
財	覺真教育振興財団	伊勢市 本町7-3	平3. 8. 5	理事長 覺田 嘉榮
社	上真手報徳社	大台町 上真手	昭30. 2. 22	理事社長 中屋 幸信
社	亀山古武道保存振興会	亀山市 東町1-8-26	昭60. 10. 30	理事長 仲野 洋
財	亀山市地域社会振興会	亀山市 野村町2-5-1	昭51. 9. 28	理事長 岸 英毅
財	粥見教育振興会	松阪市飯南町 粥見3950	昭35. 9. 27	理事長 山本 亮二
社	川北報徳共同社	松阪市嬉野町 川北1364	明44. 5. 20	理事社長 鈴木 純一

財	ぎょれん育英会	津市 広明町323-1	昭46.3.27	理事長 三谷 勝次
財	国史跡齋宮跡保存協会	多気郡明和町 馬之上945	平1.7.1	理事長 木戸口 眞澄
社	熊内報徳社	大台町 熊内159	昭30.2.22	理事社長 岡村 峰男
社	栗谷報徳社	大台町 栗谷211	昭30.2.22	理事社長 前田 節生
財	くわしん福祉文化協力基金	桑名市 大央町20番地	平8.1.22	理事長 木村 功
財	桑名市文化・スポーツ振興公社	桑名市 中央町三丁目 20番地	平6.4.1	理事長 水谷 元
社	小切畑報徳社	大台町 小切畑389	昭30.2.22	理事社長 水谷 義文
財	古和浦公民館	度会郡南伊勢町 古和浦147-22	昭23.6.30	理事長 上村 辰也
社	神津佐報徳社	度会郡南伊勢町 神津佐515番地	明43.2.18	理事長 向井 正和
財	三銀熊野育英会	熊野市 木本町475	昭43.2.23	理事長 谷川 憲三
財	三泗教育会館	四日市市 西伊倉町2-8	昭42.3.4	理事長 飯田 実
財	四高会	四日市市 富田4-1-43	昭44.12.27	会長 熊澤 誠一郎
財	泗商学園会	四日市市 尾平町2705	昭32.8.13	理事長 片山 茂則
社	下真手報徳社	大台町 下真手435-2	昭30.2.2	理事社長 喜多 良之
社	清水報徳社	大台町 清水884	昭30.2.22	理事社長 左近 幸男
財	神武参剣道場	志摩市磯部町 上之郷上ノ里375-1	昭56.6.29	理事長 山路 啓雄
社	菅木屋報徳社	大台町 菅木屋203	昭30.2.22	理事社長 小伊豆 史郎
財	鈴屋遺蹟保存会	松阪市 殿町1536-7	昭17.3.10	理事長 下村 猛
財	石水会館	津市 丸之内9-18	昭5.6.28	理事長 川喜多 貞久
社	園報徳社	大台町 園390-4	昭30.2.22	理事社長 橋本 和之

財	大得寺維持会	度会郡玉城町 田丸149	大12.2.14	理事 教来石 信雄
財	大日本みそぎ会	伊勢市 岩渕1-2-33	昭14.12.27	理事長 林 敏彦
財	高田青少年育成会	津市 一身田町2819	昭46.9.3	会長 常磐井 猷磨
財	多度青少年会館	桑名市多度町 多度1681	昭53.7.20	理事長 石川 久大
財	澄懷堂	四日市市 鵜の森1-1-19	昭61.4.8	理事長 森口 隆
財	津市社会教育振興会	津市 大字神戸 字小世古1680-1	昭54.8.25	理事長 岡 光洋
財	津徳本会	津市 大谷町1番地	昭29.3.30	理事長 小妻 道生
社	通町月中会	伊勢市 通町1339	昭46.12.22	理事長 堀口 新左衛門
財	特殊教育振興財団居仁会	四日市市 日永5039	昭54.12.24	理事長 藤田 貞雄
財	鳥羽市武道振興会	鳥羽市 大明東町1-6	昭52.12.22	会長 斉藤 陽二
社	夏草報徳社	志摩市磯部町 山原794	明43.1.26	理事社長 羽根 久雄
財	名張市社会教育振興会	名張市 松崎町1325-1	昭56.8.31	理事長 森本 孝子
財	日本カモシカセンター	三重郡菰野町 菰野8504番地	昭48.12.26	理事長 池田 信政
財	白寿会	四日市市楠町 大字北五味塚1750	昭56.4.24	理事長 倉田 澄子
財	芭蕉翁顕彰会	上野市 丸之内117-13	昭30.10.5	会長 森下 達也
社	東大淀報徳社	伊勢市 東大淀町264	大2.1.28	理事社長 山中 久敏
財	戊申相互会	松阪市 駅部田町1427	昭6.4.25	理事長 上森 修
社	本田木屋報徳社	大台町 本田木屋116	昭30.2.22	理事社長 小椋 友行
財	前田教育会	上野市 大谷670番地	平1.3.23	理事長 前田 維
財	松阪徳義社	松阪市 殿町1274	明33.6.13	理事長 世古 貞雄

財	三重県学校給食会	津市 栄町1-891	昭31.12.1	理事長 御村 精治
財	三重県学校保健会	津市 広明町13	昭38.8.19	会長 加藤 正彦
財	三重県韓国人教育会	津市 西丸之内24-33	昭57.4.9	理事長 姜 億造
財	三重県教育弘済会	津市 桜橋2丁目142	平1.12.20	理事長 畑地 晃
財	三重県教育文化会館	津市 桜橋2丁目142	昭39.6.24	理事長 前嶌 徳男
財	三重キリスト教青年会	四日市市 西新地13-13	昭58.4.1	理事長 塚本 浩巳
社	三重県航空協会	伊勢市 東大淀町750	昭48.7.12	会長 岡井 紀道
財	三重県公立学校職員互助会	津市 栄町1-891	昭44.10.4	理事長 山口 脩二
財	三重県体育協会	鈴鹿市 御園町1669	昭46.2.12	理事長 谷口 繁
財	三重県退職教職員互助会	津市 桜橋2-142	昭48.2.2	理事長 前嶌 徳男
財	三重県武道振興会	津市 栗真中山町 一色816-6	昭52.8.15	理事長 石井 三好
財	三重県文化振興事業団	津市 一身田 上津部田1234	平4.3.25	理事長 武村 泰男
財	三重県立美術館協力会	津市 大谷町11 三重県立美術館内	昭58.3.26	理事長 宮原 九一
社	三重県レクリエーション協会	津市 島崎町3-1 三重県島崎会館2階	平16.3.31	会長 斎藤 十郎
財	三重同工会	松阪市 殿町1242	昭37.3.31	理事長 葛原 定郎
社	茂原報徳社	大台町 茂原262	昭30.2.22	理事社長 野呂 幸助
財	諸戸育英会	桑名市 桑名663	大7.12.19	理事長 諸戸 正和
財	諸戸会	桑名市 太一丸18	平14.3.14	理事長 諸戸 精孝
財	四日市市学校給食協会	四日市市 昌栄町21-10	昭35.7.7	理事長 川北 欣哉
社	元気クラブいなべ	いなべ市 大安町大井田2669番地3	平17.2.2	会長 辻 忠樹

社	三重県人権教育研究協議会	津市一身田大古曾693番地 1 三重県人権センター内	平17. 2. 14	理事長 福井 照真
社	三重県サッカー協会	鈴鹿市 算所五丁目22番18号	平17. 3. 18	会長 吉森 茂雄

公安委員会所管公益法人一覧表

名 称		所管する部局		主たる事務所の所在地等 (電 話 番 号)	設 立 年月日	代 表 者 職名・氏名
社団	みえ犯罪被害者総合支援センター	警務部	広聴広報課	三重県津市栄町1-891 (059-213-8211)	平成18年 3月29日	理事長 田村 憲司
財団	三重県警察職員互助会	警務部	厚生課	三重県津市栄町1-100 (059-222-0110)	昭和47年 8月1日	理事長 木岡 保雅
社団	三重県防犯協会連合会	生活安全部	生活安全企画課	三重県津市栄町1-100 (059-225-4333)	昭和61年 2月26日	会 長 今岡 睦之
社団	三重県警備業協会	生活安全部	生活安全企画課	三重県津市栄町2-18-2 (059-223-1094)	昭和63年 4月30日	会 長 森下 育
財団	暴力追放三重県民センター	刑事部	暴力団対策課	三重県津市栄町3-222 ソシアビル5F (059-229-2140)	平成4年 3月31日	会 長 野呂 昭彦
財団	三重県交通安全協会	交通部	交通企画課	三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎内 (059-228-9636)	昭和31年 6月25日	会 長 岩見 道生
社団	三重県安全運転管理協議会	交通部	交通企画課	三重県津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8628)	昭和54年 12月1日	会 長 永井 啓式
社団	三重県自家用自動車協会	交通部	交通規制課	三重県津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8626)	昭和38年 7月15日	会 長 永井 啓式
社団	三重県指定自動車教習所協会	交通部	運転免許センター	三重県津市大字垂水2566 (059-223-3030)	昭和59年 5月17日	会 長 倉田 謙文

公益信託一覧表

所管	名 称	委託者	受託者	引受許可 年月日	信託目的
生活部	鈴鹿市交通遺児育成援助基金	北川和彦	中央三井信託銀行 (株)	平2.6.20	奨学金支給 (就職進学支度金支給)
生活部	四日市市民活動ファンド	四日市NPOひろ ば 四日市市	中央三井信託銀行 (株)	平12.6.29	市民活動育成
教育委員会	ジャスミン高齢者教育振興基金	賀川ヒサ子	UFJ信託銀行(株)	昭60.10.24	教育振興

平成18年度三重県公益法人等年次報告

平成18年9月発行

三重県総務部法務・文書室

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2163